

経済産業省
受託調査

中国広東省における模倣品による
知的財産権の侵害状況とその対策

2016年8月

日本貿易振興機構（JETRO）
東京本部 知的財産課
広州事務所

目次

第一章	研究目的と方法	1
1.	研究目的と意義	1
2.	研究方法と対象	1
3.	主要語句説明	1
第二章	広東省の模倣品侵害の実態分析	2
1	政策及び発展推移	2
1-1	知的財産権の政策推移	2
1-2	模倣品取締りの要点	6
1-3	発展計画	11
1-4	模倣品侵権の発展推移	12
1-5	まとめ	14
2	広東省全体の知的財産権に関する実態分析	15
2-1	広東省の特許権侵害実態	15
2-2	広東省の商標権侵害実態	41
2-3	広東省の著作権侵害実態	45
第三章	広東省各市模倣品侵権の基本分析	46
1	各市の侵権・模倣実態	46
2	広東省模倣品市場の分布、特徴と影響	53
2-1	模倣品市場分布	53
2-2	模倣品市場の特徴	54
2-3	模倣品市場による影響	54
3	模倣品流通の特徴	58
3-1	執行当局の取締困難な卸売市場経由の流通	58
3-2	各隠れ物流倉庫経由の流通	60
3-3	インターネット経由の流通	61
3-4	展覧会・商談経由の流通	62
3-5	越境貿易・蟻の引越し経由の流通	63
第四章	執行当局による模倣品取締の現状	65
1	広東省の知的財産権侵害の取締に関する統計	65

2	典型的な取締り事例	66
第五章	権利者の執るべき対策	80
1	未然に防ぐ	80
2	全体的配置	81
3	積極的協力	85
4	集中取締	85

第一章 研究目的と方法

1. 研究目的と意義

広東省での模倣品による知的財産権侵害実態を把握するため、広東省各市の近年の知的財産権、模倣品製造及び販売等の状況についてのデータを収集した。集めたデータを整理し、類別し、分析した上で、侵害実態への対策を挙げるべく、本報告を作成した。

2. 研究方法と対象

研究方法	データ収集および案件分析
	情報出所：中国国家知識産権局、広東省知識産権局、広東省質量技術監督局、知識産権打仮網、全民打仮網、広東省政府、各ニュース
研究対象	広東全省 21 市： 珠三角 9 市：広州、深セン、仏山、東莞、中山、珠海、肇慶、惠州、江門 粵東 4 市：汕頭、汕尾、潮州、揭陽 粵西 4 市：雲浮、茂名、湛江、陽江 粵北 4 市：清遠、韶関、梅州、河源

3. 主要語句説明

① 侵権の定義

侵権とは、他人の権益を侵害する行為である。侵権行為には過失行為責任のみならず、公平原則に基づき、行為人によって発生する責任と無過失責任も含まれる。この責任は法律制度規定によるものである。

侵権行為は、構成要件、侵害対象、被害者数、行為性質等によって分類され、本報告においては、知的財産権を侵害する行為を指すものとする。

② 模倣品の定義

模倣品とは、製造時に真に迫るように同類商品の外部特徴を真似し、またはライセンスを取得せず知的財産権のある商品を真似し、販売することによって他社の商品と偽られた商品である。

現在の市場においては、他社の商標・ロゴを冒用し、模倣すること、他社独特のブランド名、包装、デザイン、アドレスを冒用すること、良質商品質量認証マーク及び生産許可証標識のある商品として偽ることが主な行為である。

③ 知的財産権の定義

知識財産権とは、法律に基づいて労働者が自分の知的労働成果を享有する権利である。通常は国が発明者に与える自分の知的成果を一定期間内で享有する特許権、または独占権をさす。

知的財産権は主に特許権、商標権、著作権、回路配置利用権、植物品種保護権、著名表示、産地表示等を含む。

第二章 広東省の模倣品侵害の実態分析

1 政策及び発展推移

1-1 知的財産権の政策推移

【国家知的財産権】

知的財産権は益々国家戦略的に重視されつつあり、先端技術業界において知的財産権を強調するのみならず、各業界各省市に発展し、浸透しつつある。

健全なる知的財産権体系の設立を提唱し、知的財産権管理体系及び管理能力の現代化を根本的に実現し、地方において知的財産権改革実験を行う権力を授与し、さらに条件のある地域では知的財産権の総合管理改革を試験的に行うことが推奨され、重大経済活

動に関する知的財産権評議制度の設立、特許審査制度改革の推進など様々な活動が行われている。

国家暦年知的財産権に関する政策			
政策名称	発布 時期	発布 機関	主要内容
『国家知識産権局戦略要綱』	2008. 06	国務院	「知的財産権仲介サービス」を将来的発展の戦略重点の一つとし、健全なる知的財産権中間サービス管理を提示し、良好な知的財産権交易体系を構築し、市場向け知的財産権情報サービスを育成・発展し、法律に基づいて知的財産権に関する侵権行為及び法律訴訟等の具体的要求に対応するよう市場主体を奨励し、将来的な知的財産権事業に対し計画し、2020年までに中国を知的財産権の創造、運用、保護及び管理レベルが比較的高い国にすることを国家的戦略目標として明確に定める。
『国家中長期人材発展計画要綱(2010-2020年)』	2010. 04	国務院	「現代物流、電子商取引、法律、諮問、会計、工業設計、知的財産権、食品安全、旅行等の現代サービス業人材育成・開発に力を入れること」の提示。
『戦略的新興産業の育成・発展加速に関する決定』	2010. 10	国務院	知識集約型サービス業の支援作用を発揮し、知的財産権等のハイテクサービス業の発展と新業態の育成に力を入れる。
『国民経済と社会発展の第十二次五カ年計画要綱』	2011. 03	全国人民代表 大会	検証検測、知的財産権及び科学技術成果の転換等の科学技術支援サービス業を積極的に発展させる。
『ハイテクサービス業発展の加速に関する指導』	2011. 04	国務院	知的財産権サービス業を八大重要ハイテクサービス業の一つとする。

『国家知識産権事業発展「十二・五」計画』	2011. 10	国家知識産権局	知的財産権サービス業を力強く促進する任務を提示し、「知的財産権サービス業の創造発展」を重要任務とし、「知的財産権サービス業の育成工程」を重要工程とする。
『知的財産権サービス業の育成と発展の加速に関する指導的意見』	2012. 11	国家知識産権局等9部門	知的財産権代行サービス、法律サービス、情報サービス、商用化サービス、諮問サービス、研修サービスの六つに細分化した分野を中心に発展することを明らかにする。 「2020年まで、知的財産権サービスを科学・経済発展と深く融合させ、知的財産権の創造、運用、保護及び管理の能力を大幅に上げ、科学技術の創造レベルの上昇及び経済発展作用の顕著な改善を支持する。知的財産権サービス業がハイテクサービス業の中でとても活発化している分野の一つとなり、経済社会発展への貢献率を著しく上げること」を明確な戦略目標とする。
『サービス業発展「十二・五」計画』	2012. 12	国務院	知的財産権サービス体系を中国のサービス業発展計画の4つの重要支持体系の一つとする。
『知的財産権サービス業発展の促進のため、民間投資を激励し、導くことに関する指導的意見』	2012. 12	国家知識産権局	市場の知的財産権サービス業への進出積極性を有効に激励する。
『国家知識産権局サービス業集約発展実験区仕事実施方法』	2014. 09	国家知識産権局	「知的財産権サービス業を集約発展へと導く」の原則を提示し、集約発展実験区の方角、経路と目標を計画する・
『科学技術サービス業発展の加速に関する指導的意見』	2014. 10	国務院	2020年までに、科学技術サービス業の規模が8兆元に達し、経済体制相乗効果上昇の重要エンジンとなる。その中で、知的財産権サービス業が再び重要発展業界と位置づけられる。

『国家知的財産権戦略を深く実施するための行動計画（2014-2020年）』	2015. 01	国務院	2020年までの知的財産権の戦略的発展目標：より健全な知的財産権法制環境、知的財産権の創造、運用、保護及び管理の能力の著しい増強、知的財産権の大衆への周知、知的財産権制度による経済発展、文化繁栄及び社会建設への促進作用の十分な顕現。
『新形勢下知的財産権強国建設の加速に関する若干の意見』	2015. 12	国務院	2020年までに、健全な知的財産権の管理体系及び管理能力現代化を根本的に実現し、知的財産権における強省・強市を一まとめに作り上げ、全方位に向けて知的財産権大国の地位を強化し、財務・金融支持を固め、知的財産権管理体系改革を急ぎ、厳格な知的財産保護を実行し、知的財産権に関する国際協力をレベルアップさせる。

現在、国家知的財産政策に関する要点は、主に、更なる公平かつ合理的な国際知的財産権ルールの構築、国際協力機関の建設、知的財産権に関する公的外交ルートの開拓、重要産業における知的財産権の海外展開、海外の知的財産権におけるリスク警報体系の改善、中国産業をグローバルな産業連鎖、価値連鎖及び創造連鎖と深く関係づけることにある。

また、知的財産権のある商品の指標を国民経済査定体系及び党政指導部・幹部に対する査定基準に加える。

【広東省知的財産政策】

2016年2月、「広東省創新駆動大会」にて『広東省実施創新駆動発展戦略2016年業務要綱』が公式に発布された。

政策要点：史上最も厳格な知的財産保護制度の実行、重点産業、重点専門市場と重点企業知的財産保護機制の確立。

「中新知識城」（広州）に国家レベルの知的財産保護及び運用総合改革試験区を創設する。

全国知的財産権運営公共サービスプラットフォームである横琴（珠海）特色実験プラ

ットフォームと広州知的財産権交易センターの建設を急ぎ、知的財産権交易ルールと体制を完備する。

知的財産権サービス業を重点的に発展させ、広州、深センに知的財産権集約センターを作る。「高新区」、「專業鎮」の知的財産権の迅速権益保護センターの建設を急ぎ、迅速権益保護プラットフォームの成立に力を入れ、国家レベルの知的財産権の迅速権益保護センターの建設許可を獲得できるように努力する。海外の知的財産権対応及び援助機構を築き、海外の知的財産権権益保護プラットフォームを成立させる。

1-2 模倣品取締りの要点

【全国取締りの要点】

自由市場の成立とともに国内模倣業が発足していたが、模倣品取締りが国家政策になったのは近年のことである。

国内での知的財産権への保護が益々厳格になるとともに、模倣品取締りについても政府が政策を立てる際の一つの方針となった。

2014年3月に国務院によって発行された『2014年全国知的財産権侵害及び模倣品取締り業務要綱』では、際立った問題を狙って特別行動を取り、重点領域を巡って集中取締りを行い、刑法を強化して犯罪を厳重に取締り、改革を深めて制度の完備を目指し、宣伝教育を強化して国際交流を拡大し、作業基盤を固めて能力を培うという六つの項目が今後の方針とされている。

ブランドの権益保護（模倣品調査）と関わる主な業界・領域

2014年全国知的財産権侵害及び模倣品取締り業務要綱

互インターネットによる模倣品販売等の違法行為を取締る

模倣ガソリン・ディーゼル油への特別取締りを行う

商企業秘密業秘密の保護を強化する

農業生産物の模倣品取締りを行う、農薬、肥料、獣薬、飼料及び資料添加剤、農業機械を重点対象とする

建築材料、自動車部品、携帯、児童用品等の重要商品を巡り、質量検査を行う

模倣薬品、不良商品への取締りを行う。特に家電、ガスコンロ、プレッシャークッカー、ノートパソコン、メガネが要注意

商標権侵害への取締りを行い、特に著名商標・海外商標関係の侵害事件を優先的に取締る。農業資材、建築材料、自動車部品、家具等の商品を重点対象とする

著作権著作権侵害行為を取締る際に、教材・教育補助書籍、ベストセラー本、工具書、映像・テレビ・音楽作品等を重点対象とする

特許権、植物新品種、その他の知的財産権侵害行為を取締る。例：地理標識、集積回路図設計及び中華老舗等の知的財産権侵害行為

（出所：『2014年全国知的財産権侵害及び模倣品取締り業務要綱』）

2015年11月、「全国国内貿易促進テレビ電話会議」が北京にて開かれた。汪洋（國務院副総理）によると「流通情報化、標準化、集約化を強く促進し、中国を流通大国から流通強国へと邁進させる。地域封鎖を打開し、知的財産権侵害及び模倣品取締りを強化し、信用構造の構築を急ぎ、一致かつ透明な系統的に競争できる市場秩序を作り上げる。」とのこと。

2015年取締りに関する六つの要点：

2015年模倣品対策の要点

重大案件を重点に、「質検利剣」活動を展開する。農業資材、建材など模倣品対策を展開すると同時に、消費品、自動車製品の重点専項模倣品対策を実施する。

執法司は調査・提案書検査・地方政府面談・典型案件など措置を通して、重点区域での対策を進める。区域的品質問題を集中的に解決する。

行政処罰案件の情報公開を実施、「双打」業務を実行する。

12365情報化プラットフォームを建設し、12365局長対応日活動、12365ホットラインサービス品質の定期検査を展開する。

EC製品の模倣品対策機制を改善し、12365クレーム処置指揮センターによって、全国の摘発機制を作成し、所属地摘発を実行する。

模倣品対策の責任リスト制度を作り、管轄区内重点製品、法執行責任、目標任務の上級への報告制度を作る。模倣品対策の業務機制を改善し、区域・部門を跨る法執行連動機制を改善する。

(出所：『2015年全国知的財産権侵害及び模倣品取締り業務要綱』)

なお、2016年の関係政策はまだ発布されていない。

【広東省取締りの要点】

広東省一級取締り配備の詳細が2015年4月28日に省政府にて行われた連合会議のもとに具体的に作成されたことが判明した。

2015年全省の取締り作業プランが確定され、食品、薬品、農業資材、児童用品、建築資材、通信機材、家電、自動車部品、マシン油及びガソリン、タバコという九種類の商品が重点取締り対象となり、同時に重点取締り地域も確定されたことが分かった。

2015年の取締り任務は、重点取締り地域を巡って総合取締りを展開し、重点取締り対象を巡る特別取締り行動を行うことが判明した。

【インターネットでの模倣品取締り】

2015年4月、国務院弁公庁が発行した『2015年全国知的財産権侵害及び模倣品取締り業務要綱』では、六方面、24項目の重点作業が確立された。

法規設立においては、立法のトップレベルデザインを強化することが分かった。系統的に模倣品取締り関係の法律・法規を整理し、違法行為の新たな状況、新たな問題と新たな傾向を深く分析するとのことである。

社会的なホットスポットを巡り、執行への監督を強化し、インターネットでの特別取締り行動を一年間延長する。

全国侵権模倣品取締りリードチーム弁公室、工業情報化部、公安部、農業部、文化部、海関総署、工商総局、質検総局、新聞出版広電総局、食品薬品監管総局、知識産権局、網信弁と郵政局が責任に応じて、取締りの連合行動をとることが分かった。

農村と都市結合部の特別取締りを促進することが分かった。各種商品集中製造地区、商品集散地、商品卸売市場及び周辺地区、侵権模倣事件多発地に対し、生産源管理と流通地域監督検査を固め、模倣品、許可なしの製造・販売等の違法行為への取締りを強化し、農村市場の信用建築を促進し、農村への商品流通ルートを確保する。

クラウドコンピューティング、ユビキタスネットワーク、モバイルネットワーク等の次世代情報技術、クリエイティブ市場の監督管理手段を運用し、知的財産権侵害及び模倣品の情報源を特定し、タイムリーに問題と手掛りを発覚させ、対策を取ることが分かった。情報の報告、事件調べの監督、検査等の機能が実現され、積極的に部署間の情報共有を促進させる。

ソフトウェアの正規化、ガソリン、ディーゼル油及びアフリカ、アラビア、ラテンアメリカと「一帯一路」沿線国家と地域への輸出品に対し、特別取締りを行うこと、また、違う業界の違う重点段階での合同取締りを行うことが分かった。

2015年7月、省版權局、省インターネット情報弁公室、省情報管理局及び省公安庁が広州にて「劍網2015」というインターネットでの侵権取締りに関する特別行動テレビ電話会議を開いた。

「劍網2015」特別行動において、インターネット音楽著作権特別取締り、クラウドストレージ所有権特別取締り、携帯アプリ知的財産権侵害特別取締り、ネット広告特別

取締り及びインターネット転載に関する著作権特別取締りという五項目を重点任務とすることが判明した。

2015年10月、国務院によって発布された『インターネットでの侵権模倣品取締りの強化に関する意見』によると、おおよそ3年間かけてインターネット領域の侵権行為を有効に抑制し、政府監督、業界自律、社会参加の体制を初歩的に形成させ、より健全な法律法規、より進歩した監督技術、より完備された協力体制、規範となるインターネットトレード秩序と健康かつ系統的に発展する電子商取引の実現を主要目標とすることが分かった。

インターネットでの模倣品販売を重点的に取り締まる。中でも農業資材、化粧品、医療器械、電気製品、自動車部品、内装材料、危険化学品、児童用品及びアパレル等社会的批判が集中しているところ、健康安全に関わり公共安全に影響する消費品と生産資料が重点となる。

オフラインとオンラインの情報を統合し、製造加工の段階において、電子商取引のクオリティの向上、リスクの監督と管理、製造元の浄化を展開する。流通・販売の段階において、ランダム検査を強化し、インターネット上のクレーム及びアフターサービスの改善に努める。

インターネットでの知的財産権侵害を取締り、商標権、著作権、特許権等の知的財産権を重点とし、インターネットを利用した違法行為を厳しく取り締まる。著名商標・海外商標の冒用に対する取締りを強化し、権利者と消費者の合法権益を守る。また、インターネット上の侵権行為に対する特別取締りを展開する。インターネット（モバイル）文学、音楽、映画、ゲーム、アニメ、ソフト及び著作権のある一般的な作品等の重点領域の監督と管理を強化し、タイムリーにネット上不法転載等の各侵権行為を取り締まる。

そして、侵権行為を取り締まることを郵政業界の正規化監督と管理下に置き、郵便物の流通ルートに対する特別取締りを展開し、回数が多く少量の密輸等の侵害行為を重点的に取り締まる。

1-3 発展計画

【知的財産権計画】

2014年、国家知識産権局等の28か所の国家知的財産権戦略実施作業部間における連合会議メンバーが共同で『国家知的財産権戦略行動を深く実施する計画（2014-2020年）』を制定した。

当計画では、2020年まで中国の知的財産権における法治環境はより完備され、知的財産権の創造、運用、保護と管理能力が著しく向上し、知的財産権の大衆への周知がなされ、知的財産権制度が経済発展、文化繁栄及び社会建設への促進作用を十分に顕現すると表明している。

2020年知的財産権戦略実施作業における主な期待指標	
ノルマ	2020年
特許数／万人（件）	14
『特許合作条約』を通して提出した特許申請数（万件）	7.5
国内発明特許平均存続期間（年）	9.0
著作権登録数（万件）	100
ソフトウェアの著作権登録数（万件）	20
全国技術市場に登録した技術契約の取引総額（万億元）	2.0
知的財産権の質権融資年度金額（億元）	1800
特許使用料収支（億ドル）	80
知的財産権サービス業売上高の年平均増加率（%）	20
知的財産保護についての社会的満足度（点）	80
発明特許申請の平均審査時間（月）	20.2
商標登録の平均審査時間（月）	9

【取締り計画】

2015年7月、広東省政府公式サイトで発表した『広東省にて質量向上行動を展開することに関する指導的意見』では、模倣品の製造等による消費者の合法的権益を損害する行為を取る違法企業を「ブラックリスト」に登録し、公にするとのことである。

5年の時間をかけ、国内で率先して良質強省の建設に努めること、2020年までに全省主要工業製品の質が国際先進水準に接近し、もしくは達すること、また、製造業製品の良質率を93%以上に維持し、主要農産品の良質率を96%以上に向上させ、国家基本薬物製造企業の検査被覆率が100%に達することが目標とされている。

これらは広東省自体の更なる高い要望である。

1-4 模倣品侵権の発展推移

模倣品はオフラインの商品が元である。初期では模倣品の製造技術が高くない上、情報量も少ないため、似たような商標、ロゴ、デザイン、包装等で装うことに集中していた。

外見では模倣品と本物の区別がつきにくいほか、海外ブランドへの認識不足もあって、消費者は判断できない状況にあった。特に食品、薬品、タバコの業界でよく見られた。

科学技術の進歩に伴い、情報量は益々充実したものの、模倣品の製造技術も高くなった。一般消費者ではとても区別ができないものであった。このような製品の出現は主に中国製造企業の長年のOEM製造経験から本物の商品を製造する基本技術を把握したことと一般商品の製造技術の壁がよほど高くないので容易に真似できることが理由として挙げられる。特にスニーカー、スーツケース等の業界に集中している。

一方、消費者と企業の買い物・仕入れは次第にオフラインからオンラインに移りつつあり、模倣品市場もそれに伴って変化しつつある。

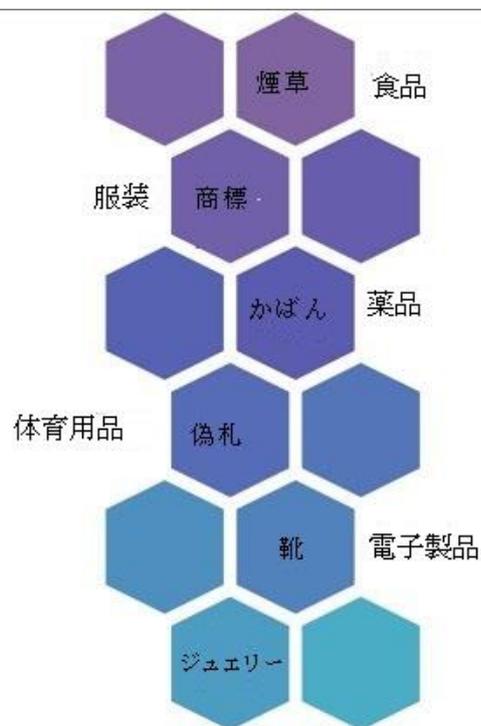
オンライントレードの特性と新興市場への監督不十分のため、卸売業や小売業経由での消費者と企業への模倣品の流通が更に容易になった。特に、アパレル、ジュエリー、化粧品等の業界が挙げられる。



(注：著者作成)

模倣品が現れる業界が益々広くなる一方で、製造技術の制限によって素早く流通でき、かつ需要が多く、値段の低い業界に絞られている。

また、国家法律法規により、金額が大きいほど刑罰が重いことから、小さい事件ばかりが起こっている。しかし、そのため模倣品の製造と販売の規模も大きくなっている。



(注：著者作成)

1-5 まとめ

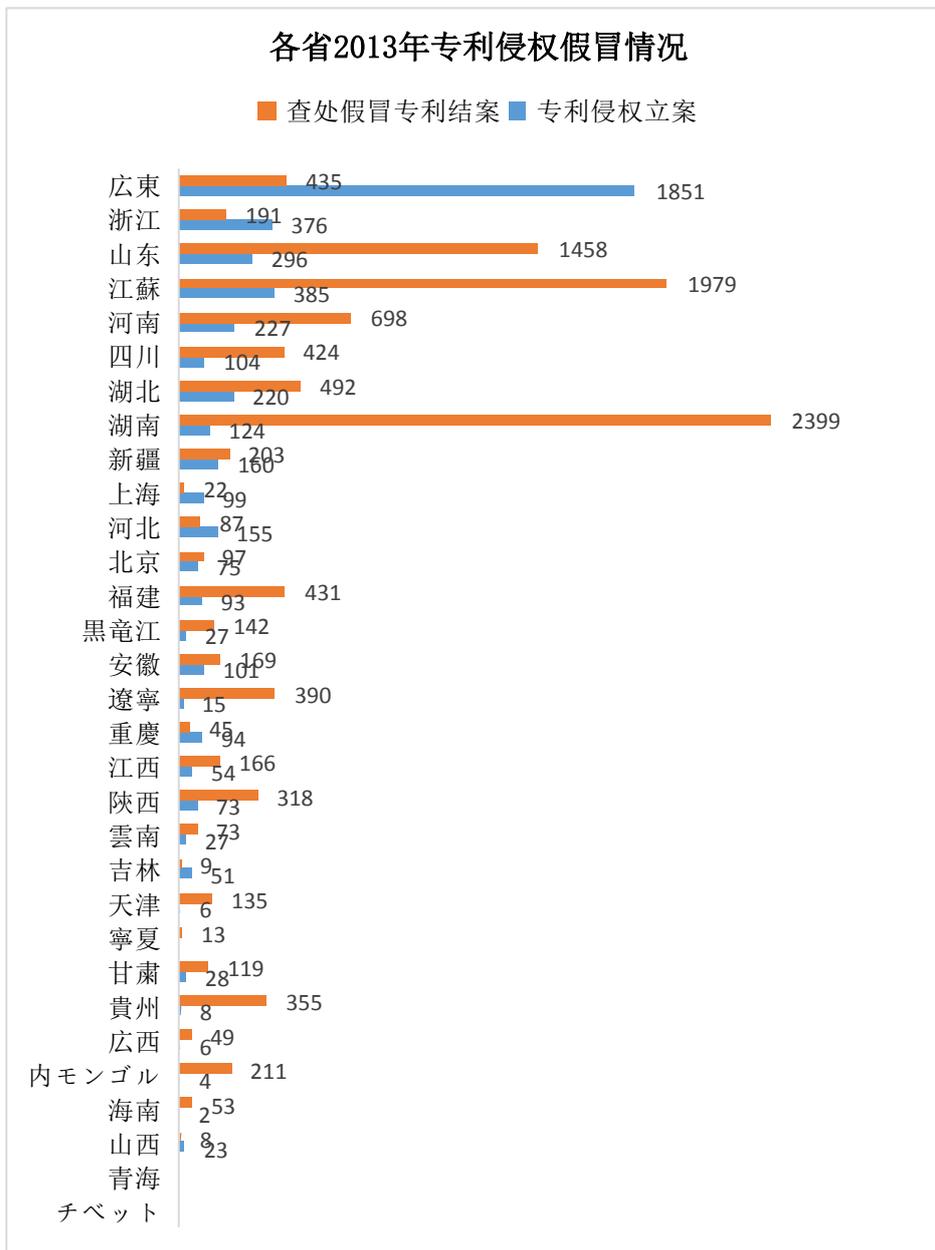
政府による知的財産政策の制定においては、益々系統的になり、市場の変化に応じて改善し、新たな保護的措置を取り、執行の強化及び建設方向の制定に力を注ぐこととなっている。

模倣品取締りは食品、薬品、児童用品、家電等の日常生活と関わる分野に集中する。インターネット上の模倣品取締りについて更なる明確な方針と重点作業を提示し、多部署と共同で責任を分け、インターネット技術を通して、源流にさかのぼり、農村地区に深く入り、オンライン・オフラインの共同取締りを行うこととなっている。

2 広東省全体の知的財産権に関する実態分析

2-1 広東省の特許権侵害実態

2-1-1 2013 年度の特許権侵害の実態



(注：国家知識産権局により)

2-1-2 2014 年度の特許権侵害の実態

42.8%の特許権者が特許権侵害に遭ったことがあり、中でも企業の割合が一番高く45.3%に達している。

被害者は侵害に遭ったとき、主に二つの手段を取っている。一つは直ちに警告状を送り出すことで、30.0%の被害者が実行したことが分かった。もう一つは行政機関に対応を求めるほか、裁判所に訴訟を起こすことで、27.4%の被害者が実行している。

1.3%の特許権者が特許権侵害の賠償金を受け取り、平均で0.04件の特許が賠償金を勝ち取っている。

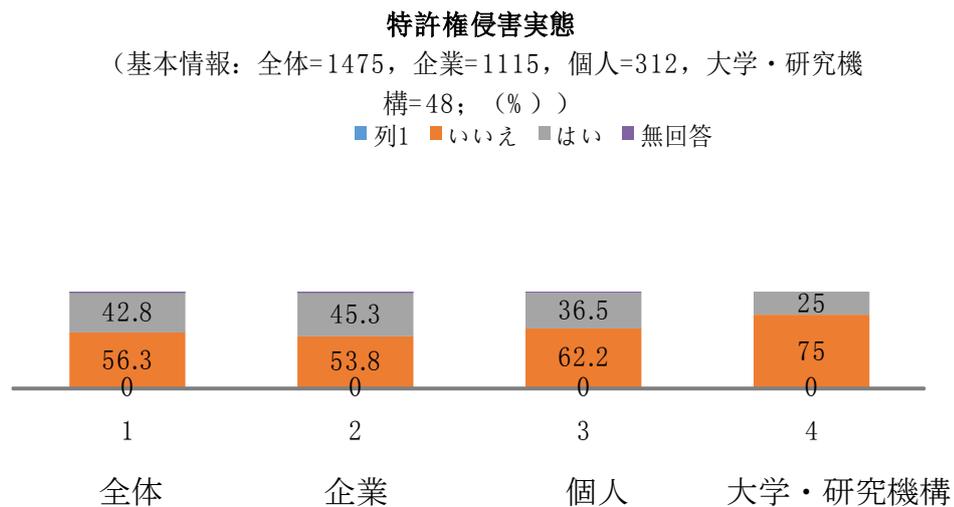
また、僅か2.3%の特許権者が実用新案権侵害の賠償金を受け取ることができ、これは平均で0.06件であった。更に僅か3.3%の特許権者が意匠権侵害の賠償金を受け取ることができ、平均で1.34件であることが分かった。

特許権者は、特許権侵害において企業秘密の漏洩での損失が一番大きいと判断しており、類別では全体38.4%、企業37.0%、個人19.6%、大学・研究機構65.4%の特許権者が、特許管理機構が自ら積極的に特許権侵害の取締りを行うように求めている。

また、82.6%の企業が侵権行為をやめるように弁護士からの警告状を受け取ったことがなく、受け取ったことがある企業は僅か14.4%であった。

【特許権侵害の実態】

全体を見ると、42.8%の特許権者が特許権侵害に遭ったことがあり、遭っていないのは56.3%である。中でも企業が特許権侵害に遭う割合が一番高く、45.3%を占める。これに対して大学・研究機構が特許権侵害に遭わずに済む割合が一番高く、75.0%に達している。

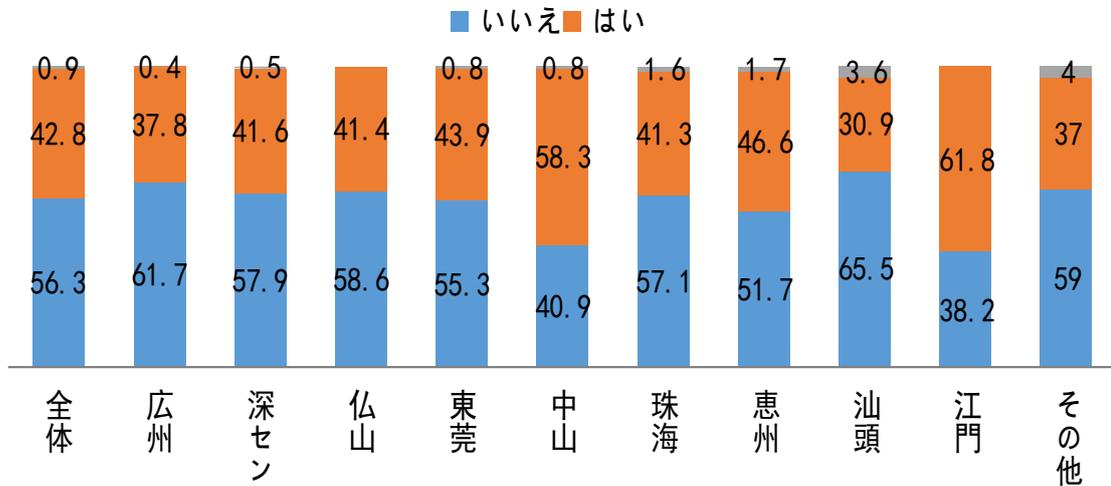


(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

市別で見れば、下記に示す通り、広州、汕頭の特許権者が特許権侵害に遭わない割合が最も高く、それぞれ61.7%と65.5%となっている。また、中山、江門の特許権者が特許権侵害に遭う割合がそれぞれ58.3%と61.8%に達していることが分かる。

特許権侵害実態

(基本情報: 全体値=1475, 広州=230, 深セン=368, 仏山=191, 東莞=244, 中山=132, 珠海=63, 惠州=58, 汕頭=55, 江門=34, その他=100; (%))



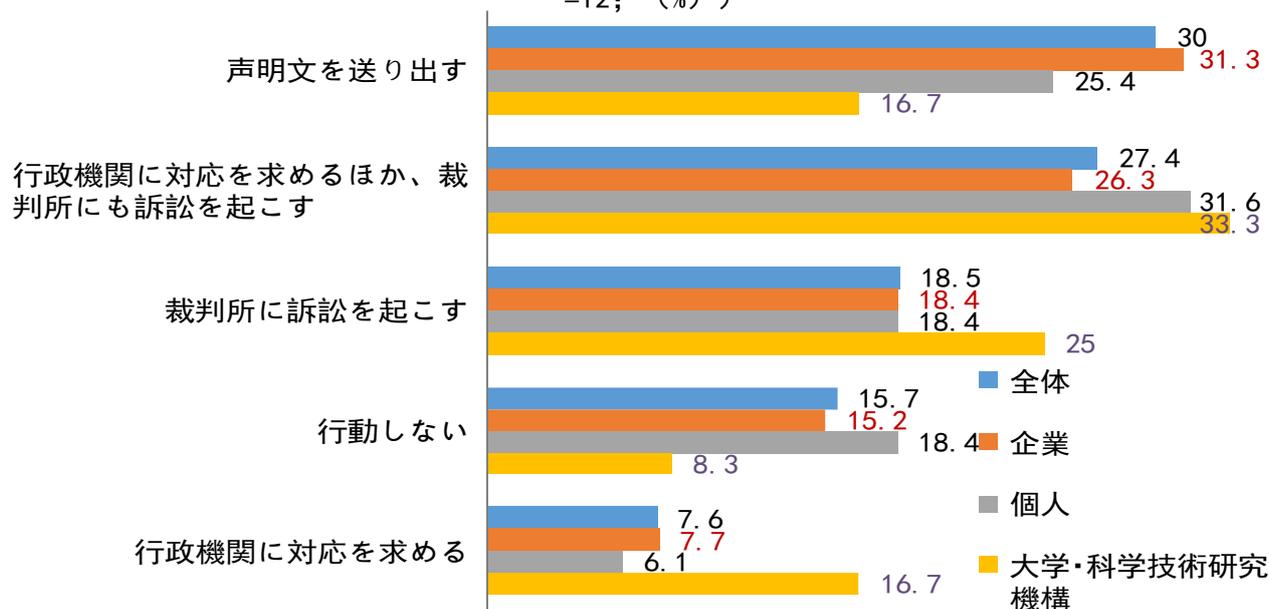
(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

【特許権侵害に遭ったときに取った行動】

特許権者は特許権侵害に遭った際、主に二つの手段を取っている。30.0%の被害者が直ちに侵権行為をやめるように弁護士による警告状（以下、警告状）を送り出し、27.4%の被害者が行政機関に対応を求めるほか、裁判所にも訴訟を起こすという。

特許権侵害に遭った時の行動

(基本情報：全体値=631，企業=505，個人=114，大学・科学技術研究機構=12；(%))



(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

【特許権侵害の賠償金を獲得した特許数】

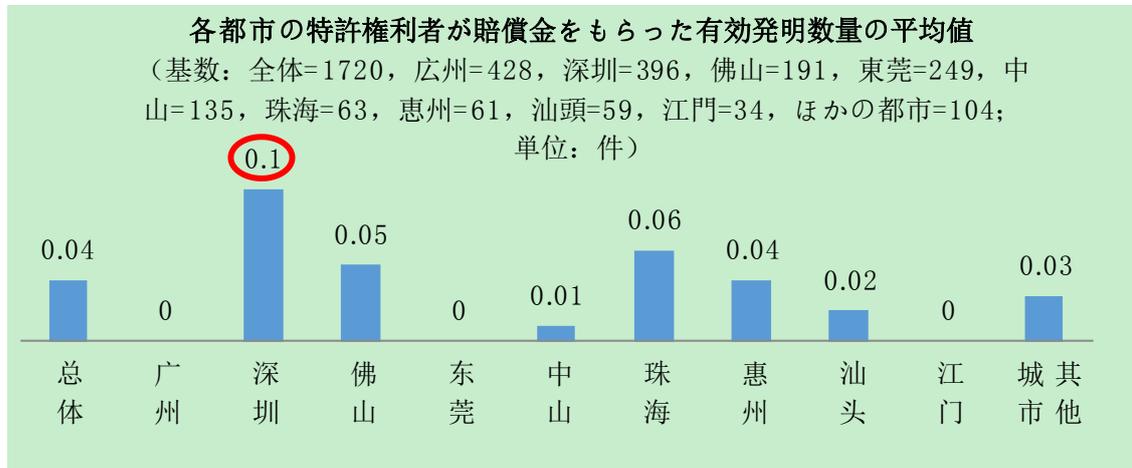
①特許権侵害の賠償金を獲得した一般特許

1.3%の特許権者が特許権侵害の賠償金を受け取り、平均0.04件の特許が賠償金を勝ち取ったという。その中に、大学所属の発明者、大学・研究機構はない。



(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

都市別で見れば、各都市の特許権侵害賠償金を獲得する有効一般特許の数が平均で一件に至らず、東莞、江門については0件である。深センは最も多く、平均0.1件あり、全体の2.5倍となっている。

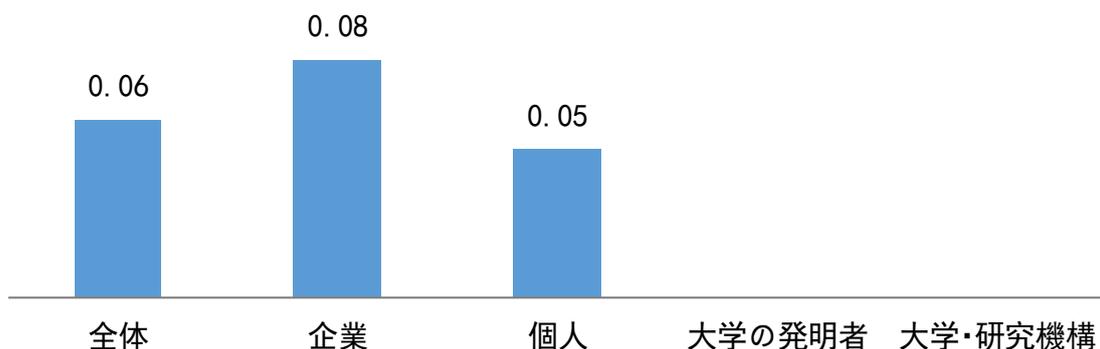


(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

③ 特許権侵害の賠償金を獲得した実用新案特許

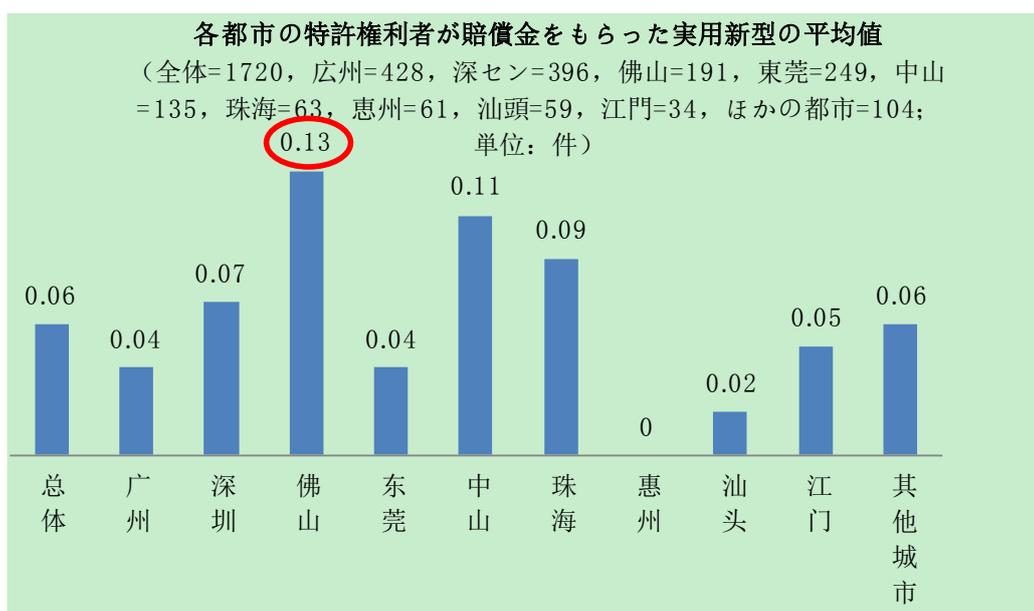
僅か2.3%の特許権者が実用新案権侵害の賠償金を受け取っている。これは平均では0.06件で、企業だけで計上すると平均で0.08件であることが分かった。その中に、大学所属の発明者、大学・研究機構はない。

各実用新型特許権侵害賠償金の獲得数の平均値
 (基本情報: 全体=1720, 企業=1115, 個人=312, 大学の発明者=245, 大学・研究機構=48; (件))



(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

市別で見れば、仏山市の特許権侵害賠償金を獲得する実用新案の数が最も多く、平均で0.13件あり、惠州市は0件となっている。



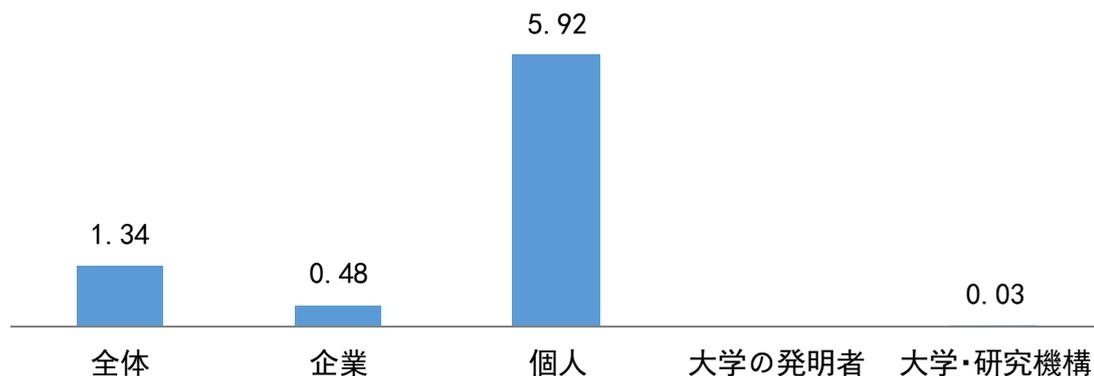
(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

④ 特許権侵害賠償金を獲得した意匠特許

僅か3.3%の特許権者が意匠権侵害の賠償金を受け取り、平均で1.34件となっている。個人のケースが一番多く、平均で5.92件もあり、全体の4倍余りに達することが分かった。その中に、大学所属の発明者、大学・研究機構はない。

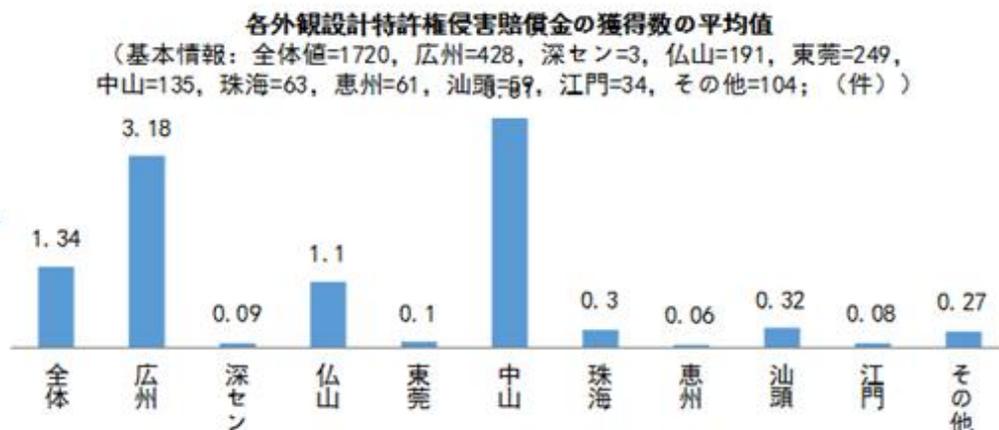
各外観設計特許権侵害賠償金の獲得数の平均値

(基本情報: 全体=1720, 企業=1115, 個人=312, 大学の発明者=245, 大学・研究機構=48; (件))



(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

市別で見れば、中山市の特許権侵害賠償金を獲得する意匠の数が最も多くて、平均で3.81件があり、次いで広州市、3.18件に達しており、最も少ないのは惠州市、平均で0.06件となっている。

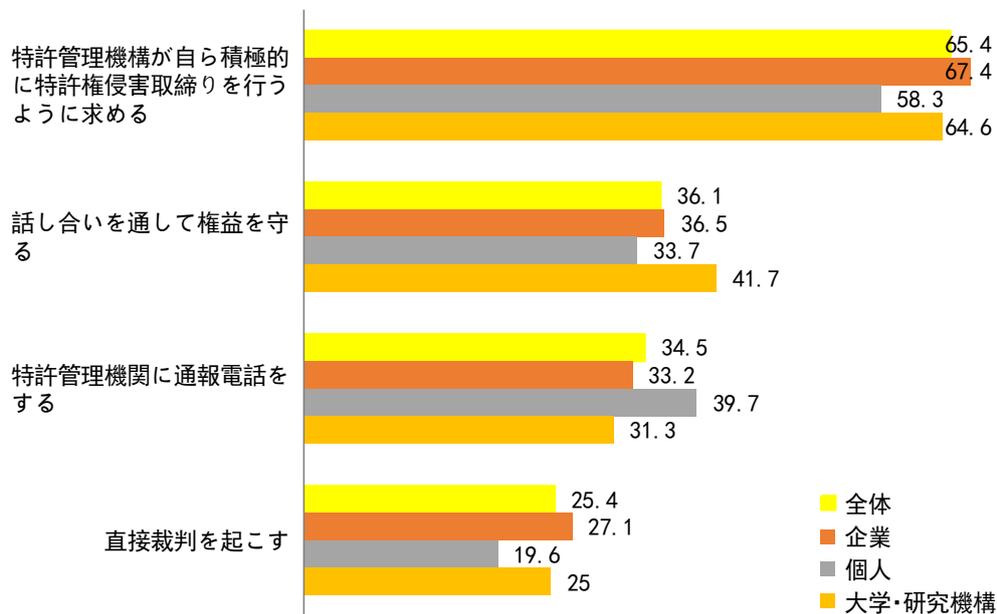


(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

【特許権者が最も求める権益保護方法・手段】

65.4%の特許権者が、特許管理機構が自ら積極的に特許権侵害取締りを行うように求めており、36.1%の特許権者が話し合いを通して権益を守りたい、34.5%の特許権者が特許管理機関に通報電話をすることによって権益を守りたい（例 12330 電話）、25.4%の特許権者が直接裁判を起こすと回答している一方、僅か1.2%の特許権者が特許権保護について無関心態度を見せており、大学・研究機構は1番目と2番目に回答者の多い手段を好み、個人の場合は通報する傾向があるという。

特許権所有者が最も熟中する権益保護方法・手段
 （基本情報：全体=1475，企業=1115，個人=312，大学・研究機構=48（%））



市別で見れば、各市において半分以上の特許権者が、特許管理機構が自ら積極的に特許権侵害取締りを行うように求めていることが分かった。特に東莞、中山ではそれぞれ71.7%と72.0%の特許権者がそのように求めており、全体値を明らかに上回っている。仏山では、44.5%の特許権者が話し合いを通して権益を守りたい、深センでは、29.1%の特許権者が直接裁判を起こすと回答している。

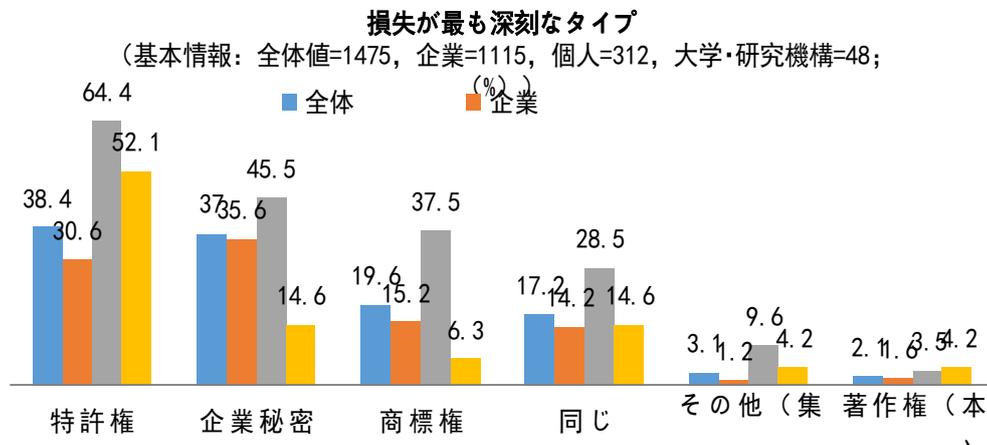
	全体	深セン	広州	東莞	仏山	中山	珠海	惠州	汕頭	江門	その他
基数 -企業+大学/科学研究機構+個人	1475	230	368	191	244	132	63	58	55	34	100
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
特許管理機関の主動摘発を希望	65.4	64.3	66	58.6	71.7	72	73	67.2	54.5	70.6	52
協商解決	36.1	34.8	38	44.5	39.3	22.7	36.5	36.2	36.4	32.4	26
12330 電話などで、特許管理機関にクレーム	34.5	31.7	34.5	37.2	32	34.8	33.3	29.3	32.7	44.1	43
裁判所で訴訟	25.4	25.7	29.1	24.6	25.8	25	19	24.1	25.5	20.6	19
どうでもいい	1.2	0.9	1.6	1.6	0.8	0.8	0	0	1.8	0	2
その他	0.2	0	0	0.5	0	0	0	0	1.8	0	1
無/回答拒否	2	1.7	1.1	0.5	2.5	3	3.2	3.4	3.6	2.9	4

(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

【損失が最も深刻な知的財産権侵害タイプ】

全体を見ると、特許権者は特許権侵害において、企業秘密の漏洩での損失が最も深刻と判断しており、類別では38.4%、37.0%、19.6%を占めている。個人の場合、特許権侵害、企業秘密の漏洩、商標権損失いずれも深刻であると考え人は、それぞれ64.4%、45.5%、37.5%を占めている。大学・研究機構は特許権侵害による損失が一番深刻だと考える割合が52.1%を占める。

(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)



市別で見ると、下記に示すように、仏山、東莞、中山、江門の特許権者が、特許権侵害による損失が最も深刻と判断しており、類別で47.1%、41.8%、41.7%、44.1%を占めている。その中で仏山の割合が一番高い。広州、深セン、珠海、惠州、汕頭の特許権者は企業秘密の漏洩での損失が最も深刻と判断し、類別で34.8%、40.2%、55.6%、44.8%、47.3%を占めている。その中で珠海の割合が一番高い。

	全体	広州	深セン	仏山	東莞	中山	珠海	惠州	汕頭	江門	その他
全体値 -企業+大学・研究機構+個人	1475	230	368	191	244	132	63	58	55	34	100
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
特許権	38.4	32.2	36.4	47.1	41.8	41.7	28.6	41.4	38.2	44.1	34
企業秘密	37	34.8	40.2	34	30.7	31.1	55.6	44.8	47.3	32.4	39
商標権	19.6	18.7	15.5	23.6	22.1	19.7	9.5	19	32.7	29.4	19
同じ	17.2	17	14.7	24.6	14.8	15.9	4.8	20.7	25.5	14.7	23
その他（集積回路、植物新品種等）	3.1	2.2	2.4	4.7	3.7	4.5	0	3.4	7.3	0	1
著作権（書籍、ソフトウェア、映画作品等）	2.1	3.9	1.9	1.6	1.2	3	1.6	0	1.8	0	3
無回答	2	1.7	0.8	0.5	1.6	3.8	3.2	5.2	1.8	2.9	6

（注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ）

【警告状を受け取った後の実態】

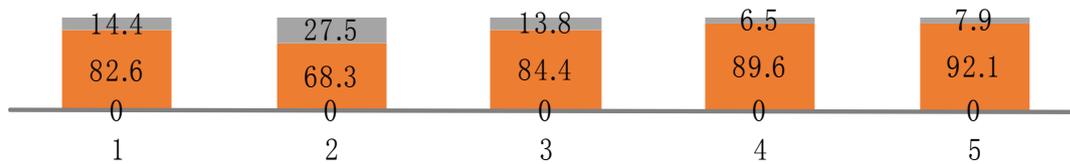
全体から見ると、82.6%の企業が警告状を受け取ったことがない、僅か14.4%の企業が受け取ったことがあるという。企業の規模が大きいほど、受け取った件数が多い傾向が見られる。

声明文を受け取り、侵害行為をやめると要求する企業

(基本情報: 全体値=1115, 大企業=265, 中企業=449, 小企業=356,

微小企業=38; (%))

■列1 ■いいえ ■はい



(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

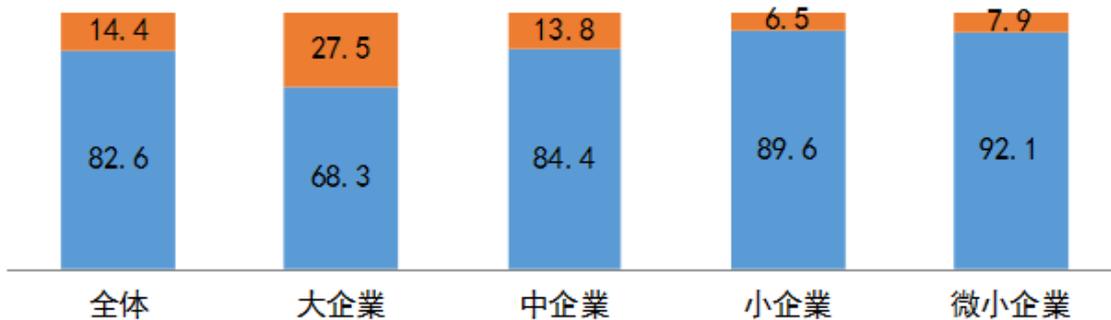
市別で見れば、汕頭市の特許権者が警告状を受け取った割合が最も高い 89.7%に達しており、続いては広州で 89.2%となっており、仏山の割合が一番低く 75.9%を占めている。

警告状を受け取り、侵害行為停止と要求された企業

(基本情報: 全体値=1115, 大企業=265, 中企業=449, 小企業=356,

微小企業=38; (%))

■いいえ ■はい



(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

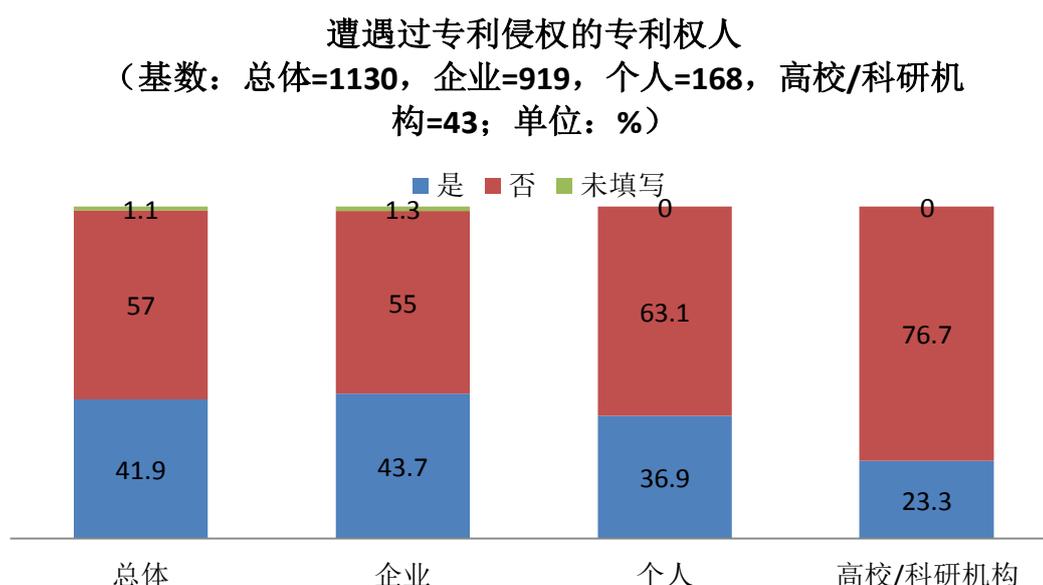
2-1-3 2015 年度の特許権侵害の実態

特許権侵害問題が深刻であり、4割以上の特許権者が侵害に遭い、その中で、企業が明らかに個人や大学・研究機構より割合が高く、43.7%に達している。83.4%の企業が警告状を受け取ったことが無く、警告状を受け取ったことのある企業は僅か14.3%となっている。

62.0%の企業が、企業の特許権保護の意識が薄弱である上積極性に欠けており、特許管理機構が自ら積極的に特許権侵害取締りを行うように求めている。29.1%の被害者が警告状を送り出すだけで、27.4%の被害者が行政機関に対応を求めるほか裁判所にも訴訟を起こすといい、この二種類のパターンが自己権益保護の手段とみられる。3割以上の特許権者が特許権侵害による損失及び企業秘密の漏洩による損失が最も深刻と見ており、それぞれ37.3%、35.2%を占めている。

【特許権侵害の実態】

特許権侵害問題の割合が高く、4割以上の特許権者が侵害に遭い、その中で、企業が明らかに個人や大学・研究機構より割合が高い、43.7%に達している。



(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

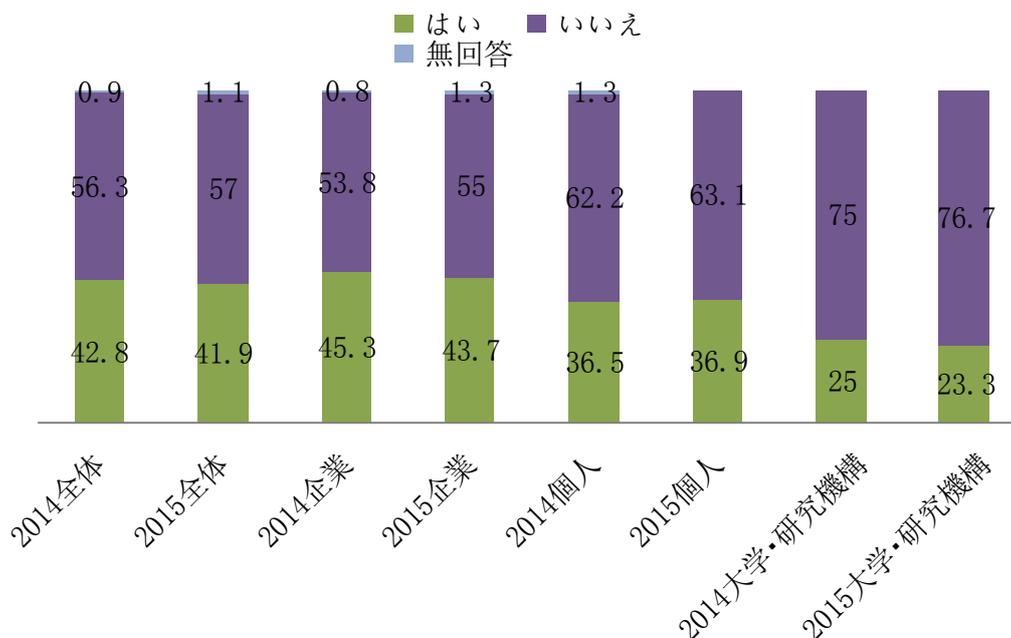
市別で見れば、深セン、中山の特許権者が侵害に遭う割合が全体値を上回って、それぞれ 46.2%と 53.5%に達している。汕頭市では 8 割以上の特許権者が侵害に遭っていないという。

	全体	深セン	広州	東莞	仏山	中山	珠海	惠州	汕頭	江門	その他
Base-企業+個人+大学・研究機構	1130	312	95	171	134	127	52	59	54	51	75
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
はい	41.9	46.2	45.3	35.1	44.8	53.5	32.7	35.6	18.5	49	34.7
いいえ	57	53.5	52.6	62.6	55.2	44.1	67.3	64.4	81.5	49	64
無回答	12	1	2	4	0	3	0	0	0	1	1

(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

2015年の特許権者が侵害に遭う割合が2014より0.9%減となっている。

侵害に遭った特許権所有者数年度対照
 (基本情報: 2014年全体=1475, 企業=1115, 個人=312, 大学・研究機構=48, 2015年全体: 1130, 企業: 919, 個人: 168, 大学・研究機構: 43 (%))



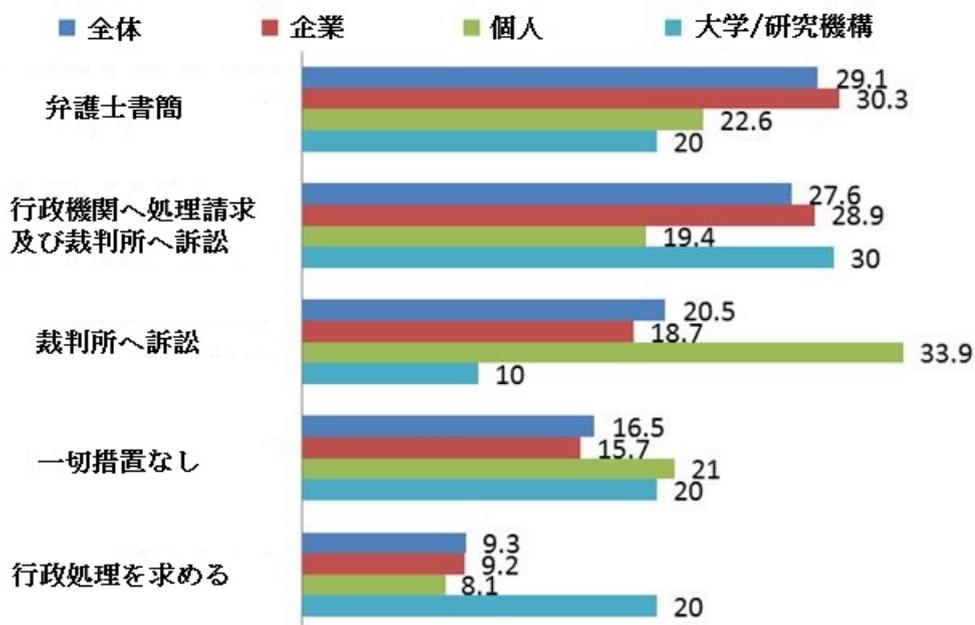
(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

【特許権侵害に遭ったときに取った行動】

特許権者は特許権侵害に遭った時、主に二つの行動を取っている。29.1%の被害者が直ちに警告状を送り出し、27.6%の被害者が行政機関に対応を求めるほか、裁判所にも訴訟を起こすという。個人の場合、裁判所にも訴えて訴訟を起こすケースが企業や大学・研究機構より明らかに高く、33.9%に達している。大学・研究機構の場合、行政機関に対応を求めることが企業と個人より割合が高いのは明白であり、20.0%に達している。

特許権被害の対策

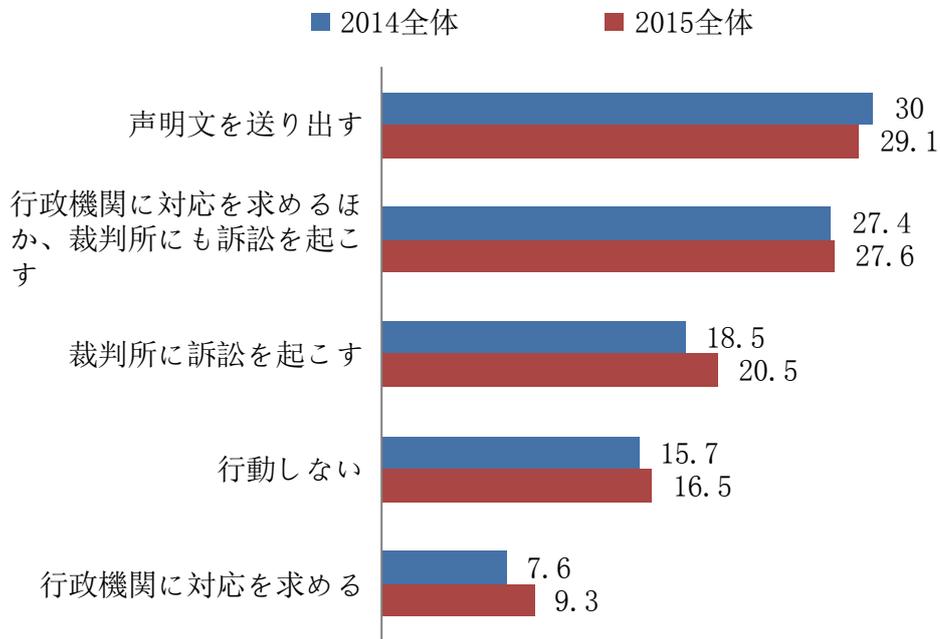
(基数 : 全体 =1130, 企業 =919, 個人 =168, 大学 / 研究
機構 =43; 単位 : %:)



(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

2015 年の特許権者が侵害に遭った際に行った行動は、下記に示すように、2014 と比べてさほど差がないと言えよう。

特許権侵害に遭う時取った行動の年度対照
 (基本情報:2014年全体: 1475, 企業: 1115, 個人: 312, 大学・研究機構: 48; 2015年全体: 1130, 企業: 919, 個人: 168, 大学・研究機構: 43; (%))

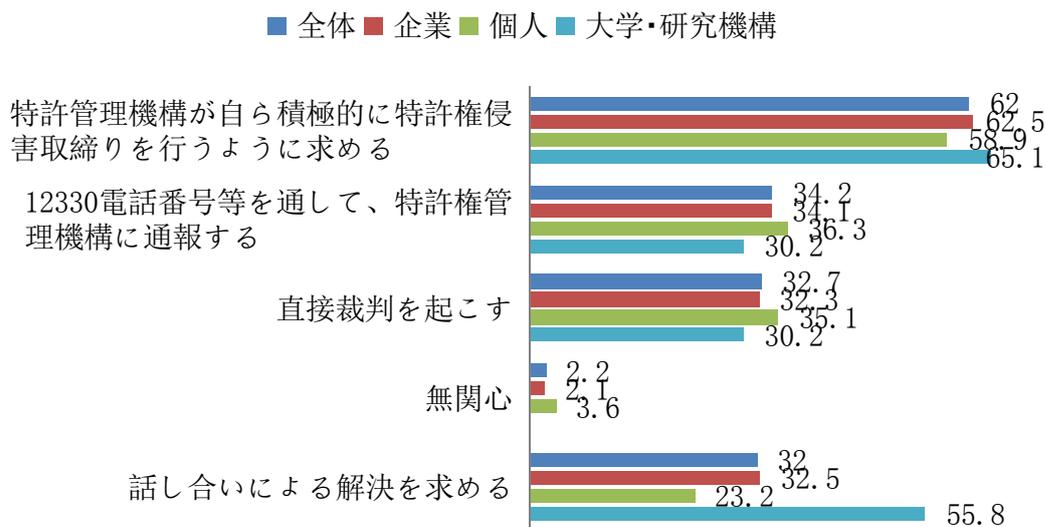


(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

【特許権者が最も求める権益保護方法・手段】

特許権者の自己権益保護意識は低く、62.0%の特許権者が、特許管理機構が自ら積極的に特許権侵害取締りを行うように求めている。

特許権所有者が最も熱中する権益保護方法・手段 (基本情報：全体=1130，企業=919，個人=168，大学・研究機構=43；(%))



(注：広州

中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

市別で見ると、下記に示すように、汕頭市の特許権者の自己権益保護意識が比較的高く、約 53.7%の特許権者が 12330 電話番号等を通して、特許管理機構に通報していることが分かる。

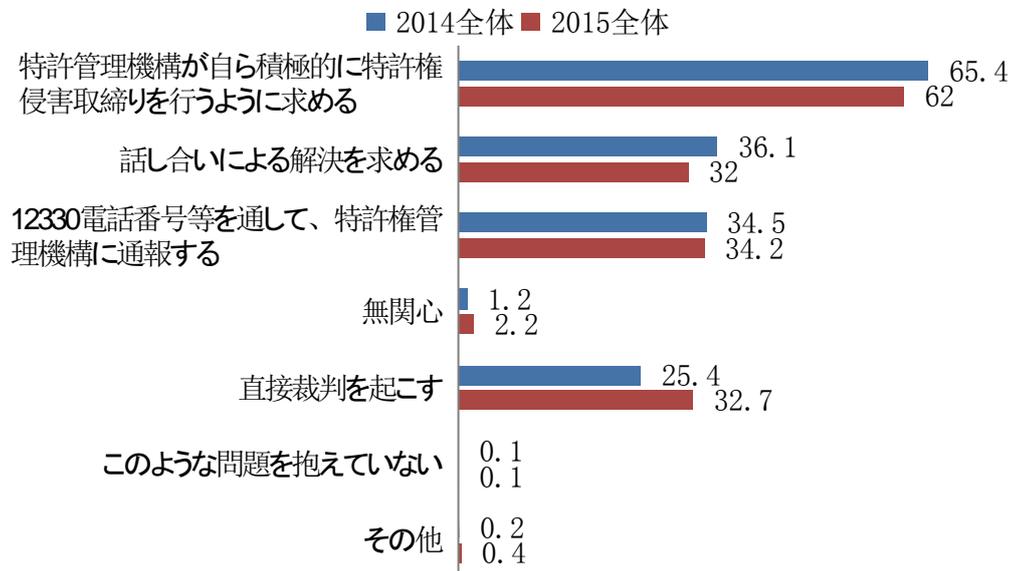
	全体	深セン	広州	東莞	仏山	中山	珠海	惠州	汕頭	江門	その他
Base-企業+個人+大学・研究機構	1130	312	95	171	134	127	52	59	54	51	75
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
特許管理機構が自ら積極的に特許権侵害取締りを行うように求める	62	58	57.9	67.3	64.2	63.8	71.2	62.7	48.1	72.5	61.3
12330 電話番号等を通して、特許管理機構に通報する	34.2	33.3	31.6	31.6	37.3	30.7	38.5	27.1	53.7	19.6	46.7
直接裁判を起こす	32.7	38.5	26.3	30.4	27.6	37	40.4	32.2	20.4	35.3	25.3
無関心	2.2	5.4	1.1	1.2	0.7	2.4	0	0	0	2	0
話し合いによる解決を求める	32	35.3	43.2	31	39.6	18.1	23.1	39	20.4	27.5	29.3
このような問題を抱えていない	0.1	0	0	0.6	0	0	0	0	0	0	0
その他	0.4	0	3.2	0	0	0.8	0	0	0	0	0
無回答	1.4	0	4.2	2.3	0	3.1	0	1.7	0	0	4

(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

2015年の特許権者の自己権益保護意識には、下記に示すように、2014と比べるとやや向上が見られる。特許権者が直に裁判所に訴訟を起こす割合が7.3%増となっている。

特許権所有者が最も熱中する権益保護方法・手段の 年度別対照

(基本情報：2014年全体=1475，企業=115，個人=312，大学・
研究機構=48，2015年全体=1130，企業=919，個人=168，大学
・研究機構=43)

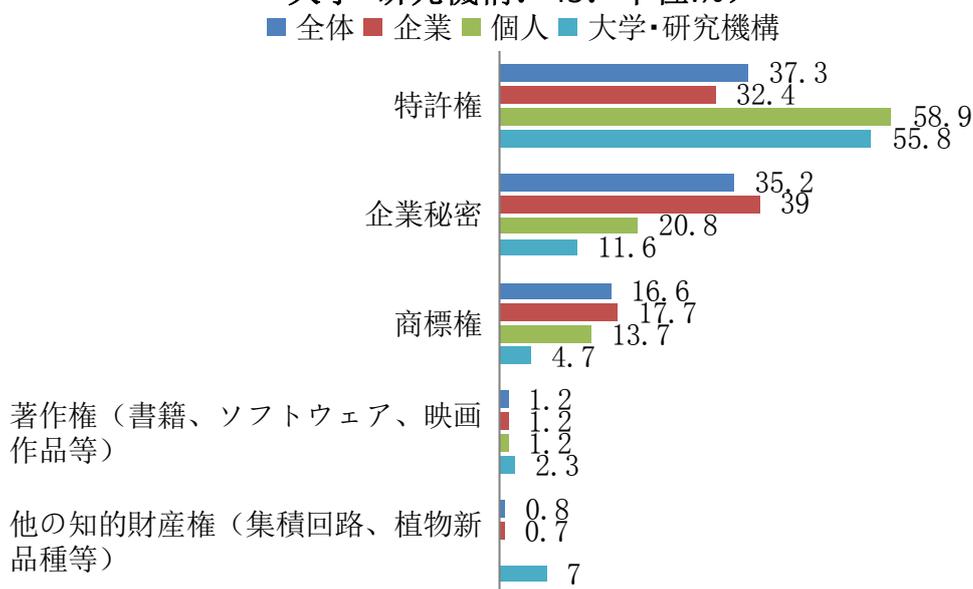


(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

【損失が最も深刻な知的財産権侵害タイプ】

特許権侵害による損失及び企業秘密の漏洩での損失が最も深刻と判断した特許権者は、それぞれ 37.3%、35.2%を占めている。5割以上の個人と大学・研究機構は特許権侵害による損失が一番深刻だと考え、全体値を明らかに上回った。四割近い企業が企業秘密の漏洩での損失が一番深刻と考え、その割合も全体値を明らかに上回った。

損失最も深刻な知的財産権侵害タイプ
 (基本情報: 全体: 1130, 企業: 919, 個人: 168,
 大学・研究機構: 43: 単位:%)



(注: 広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

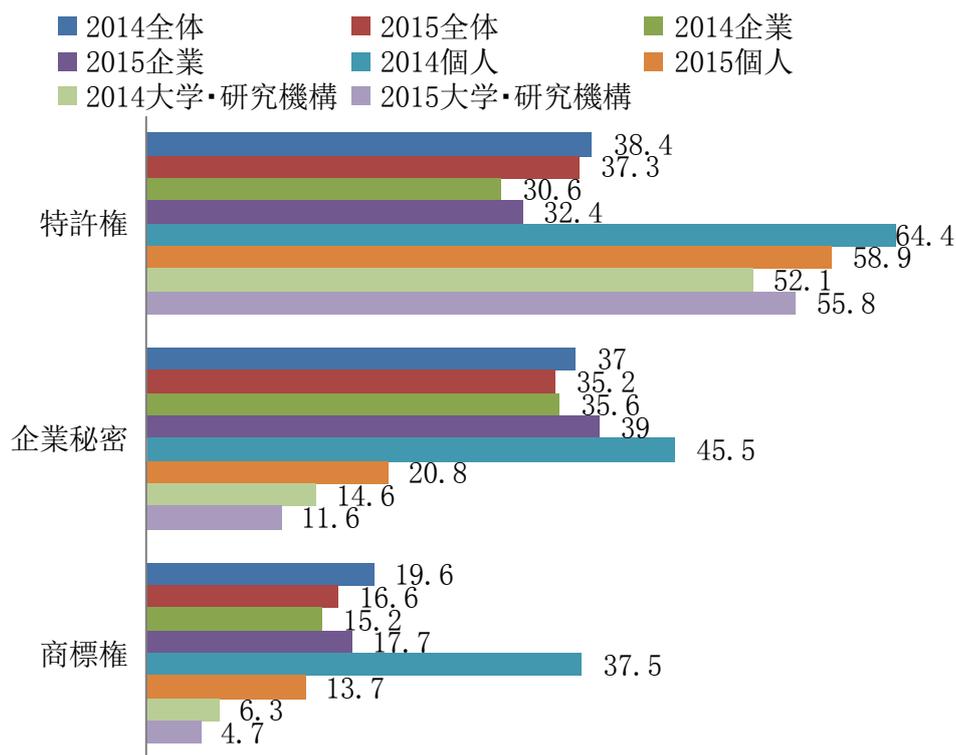
市別で見ると、下記に示すように、東莞市の特許権者が企業秘密の漏洩での損失と回答した割合が明らかに全体値を超え、42.7%を占めた。江門市の特許権者が商標権侵害による損失と回答した割合は29.4%に達している。

	全体	深セン	広州	東莞	仏山	中山	珠海	惠州	汕頭	江門	その他
Base- すべての特許権利者	1130	312	95	171	134	127	52	59	54	51	75
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
特許権	37.3	37.8	38.9	35.7	29.9	41.7	42.3	35.6	46.3	37.3	33.3
商業秘密	35.2	37.5	28.4	42.7	41	25.2	34.6	44.1	16.7	23.5	38.7
商標権	16.6	15.1	13.7	13.5	19.4	18.9	23.1	15.3	13	29.4	16
著作権（図書、ソフトウェア、映画やテレビ作品等）	1.2	1	3.2	1.2	0	1.6	1.9	3.4	0	2	0
ほかの知的財産権（集積回路、植物の新品種等）	0.8	1	2.1	1.2	0	0	0	0	0	2	1.3
差別が大きい、ほとんど差がない	10	8.3	14.7	6.4	7.5	12.6	5.8	10.2	25.9	5.9	13.3
未記入	1.4	0	2.1	2.9	2.2	0.8	0	3.4	0	2	2.7

(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

2015年の商標権侵害による損失が一番深刻だと答えた個人は、下記に示すように、2014年は大幅に減少している。

損失最も深刻な知的財産権侵害タイプ年度対照
 (基本情報:2014年2014年全体: 1475, 企業: 1115, 個人: 312, 大学・研究機構: 48,2015年全体: 1130, : 9企業19, 個人: 168, 大学・研究機構: 43; (%))



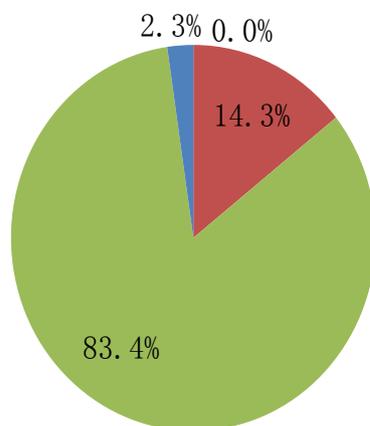
(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

【警告状を受け取った後の実態】

83.4%の企業が警告状を受け取ったことがなく、僅か14.3%の企業が受け取ったことがあるという。

企業が声明文を受け取ったこと有無 (基本情報:全体=919 (%))

■ 列1 ■ はい ■ いいえ ■ 無回答



(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

市別で見れば、深セン市の警告状を受け取ったことがある特許権者の割合が全体値を上回り 20.3%に達している。対して広州、惠州ではその割合は比較的 low、受け取ったことがない特許権者の割合はそれぞれ 91.5%と 94.3%を占めている。

声明文を受け取り、侵権行為をやめると要求する企業 (基本情報：全体=1115, 広州=167, 深セン=314, 仏山=116, 東莞=208, 中山=94, 珠海=62, 惠州=44, 汕頭=29, 江門=28, その他=53 (%))

■ いいえ

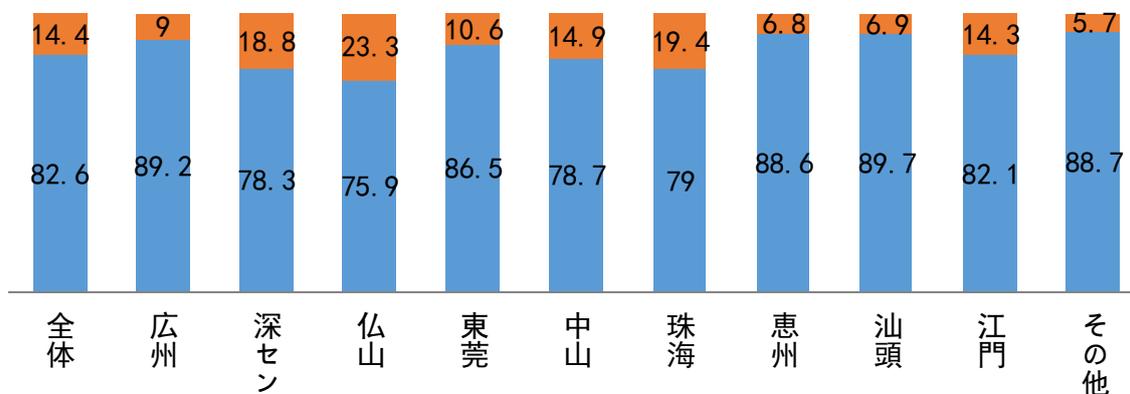


表1. 企業が警告状を受け取った

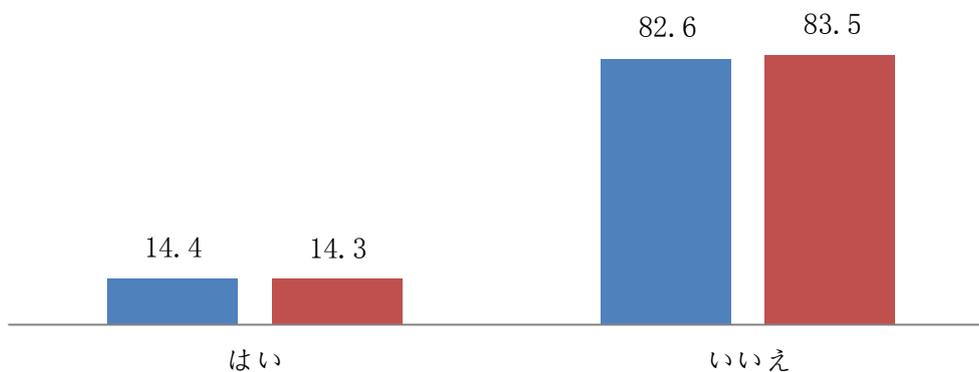
	全体	深セン	広州	東莞	仏山	中山	珠海	惠州	汕頭	江門	その他
Base-企業	919	271	71	147	114	97	50	46	33	37	53
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
はい	14.3	20.3	4.2	9.5	19.3	18.6	16	6.5	6.1	10.8	3.8
いいえ	83.5	78.2	91.5	87.1	79.8	75.3	84	93.5	90.9	89.2	94.3

(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

2015年に警告状を受け取った企業数は2014年と比べて変わっていないといえよう。

企業が声明文を受け取ったか否か
(基本情報：全体=1115；(%))

■ 2014全体 (A) ■ 2015全体 (B)



(注：広州中誠知識産権代理有限公司の内部データ)

2-2 広東省の商標権侵害実態

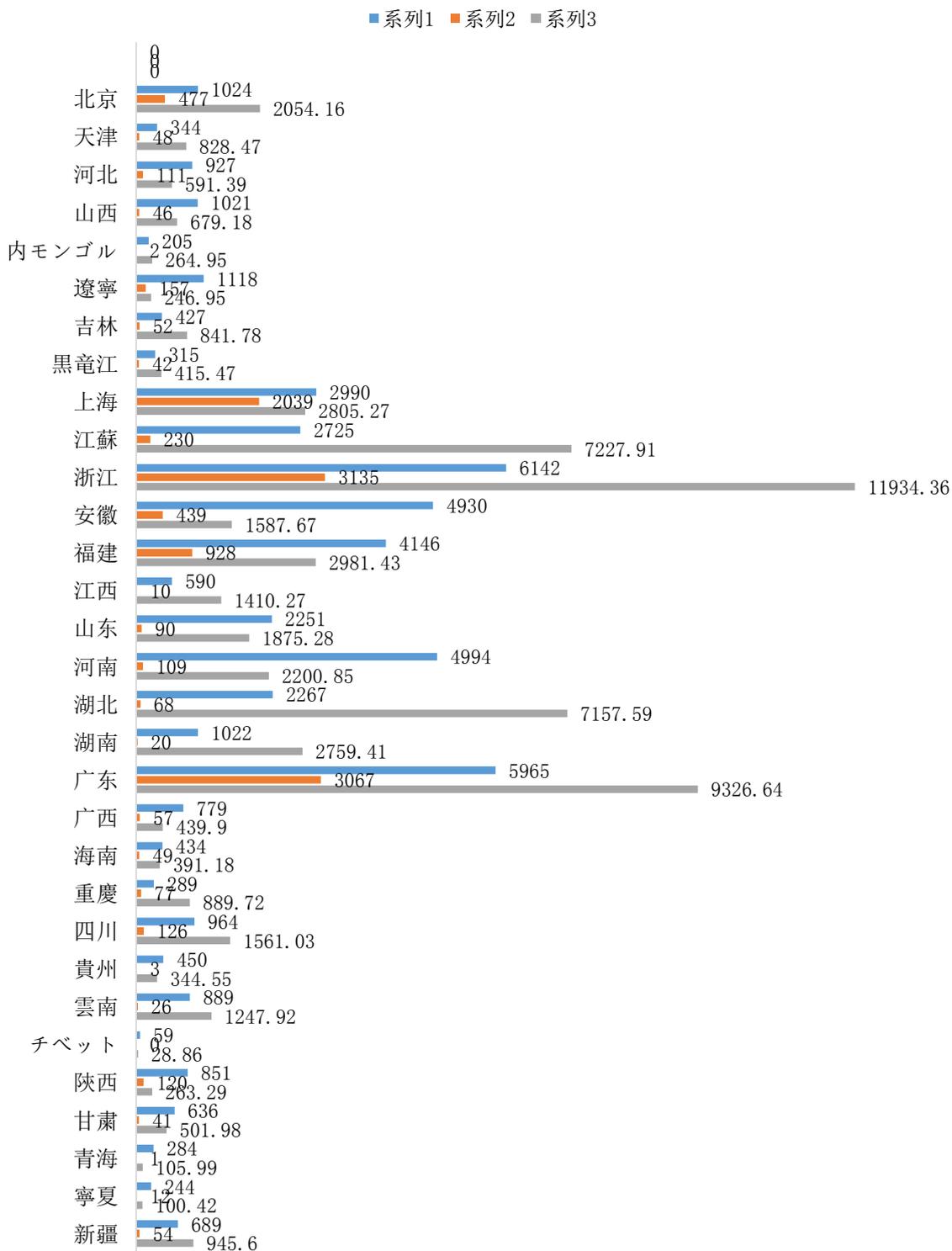
2-2-1 2013年度の広東省商標権侵害の実態

商標権侵害事件が沿海部に集中しており、全省のうち広東省の事件数が全国二位となっている。

全省各工商行政部門が立件し取締りを行った商標権関係の事件数は7184件であり、約1億元の価額とのこと。そのうち公安機関に移送した刑事事件が118件、関係者45人という。また、そのうち冒用事件が5965件であり、さらに海外関係の冒用事件が3067件、51%を占めており、価額は8326.64万元である。

冒用事件が、取り締まった商標権侵害、ブランド名模倣及び模倣品製造事件の中で83%の事件数を占めたことが分かった。

2013年各省商標権侵害実態

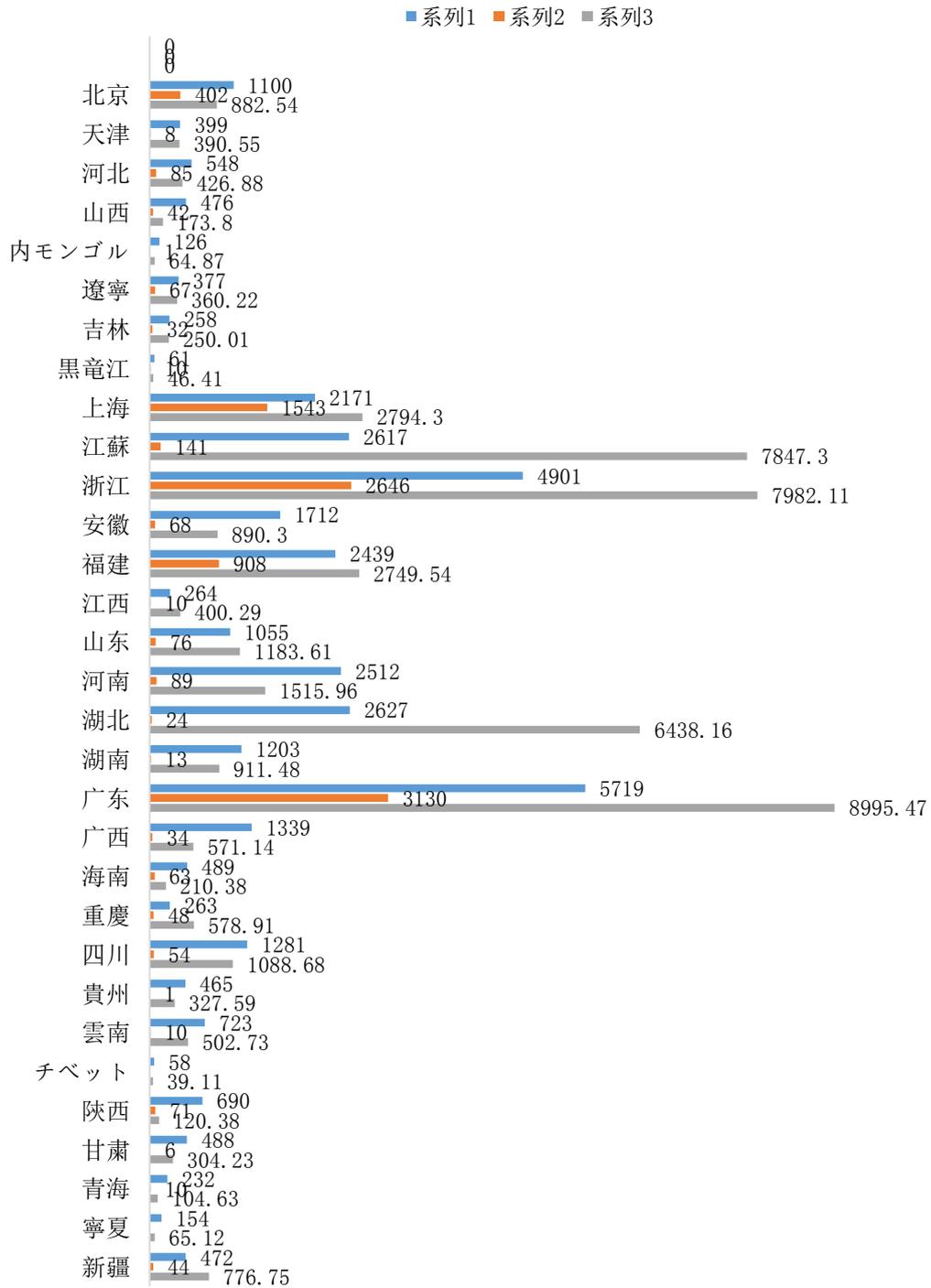


(注：国家知識産権局により)

2-2-2 2014年度の各省商標権侵害の実態

2014年、全省各工商行政部門が商標権侵害、ブランド名模倣及び模倣品製造について立件し取締りを行った事件数が7832件であり、価額が15547万元、罰金が12010元とのことである。そのうち冒用事件が5719件であり、海外関係の冒用事件が3130件、価額は8995.47万元、罰金が7613.96万元である。

2014年各省商標権侵害実態



(注：国家知識産権局により)

2-3 広東省の著作権侵害実態

2-3-1 2014年度の著作権侵害の実態

2014年、全省各級の著作権管理部門が「劍網」特別行動を展開し、文化関係の取締りを強化し、一年間で執行員を8.6万回出動させ、会社検査を4830回行い、インターネット関係会社2724社を巡回かつ検査し、地元サイト800箇所以上を監督かつ管理し、事件44件を調べ上げ、143万元の罰金を科し、個人と企業の違法行為を99回取締り、海賊版出版物6万冊弱を没収したことが分かった。省版權局が真剣に著作権侵害事件を取締り、37件の通報を受けて出動したとのことである。

同じく2014年、全省各級の文化行政執行部門が「浄網」、「清源」、「秋風」等の特別取締りを展開し、一年間で執行員を26.7万回出動させたという。

様々な文化類会社を約48.9万回検査し、通報を1452件受理し、各種違法行為を1826件立件した。そのうち1185件が解決済み、送検事件が77件で、900万元以上の罰金を科したという。

2-3-2 2013年著作権侵害の実態

2013年、全省各級の文化行政執行部門が様々な文化類会社を約25.8万回検査し、通報を1278件受理し、各種違法行為を2774件立件した。そのうち送検事件が76件、約1074.4万元の罰金を科したという。

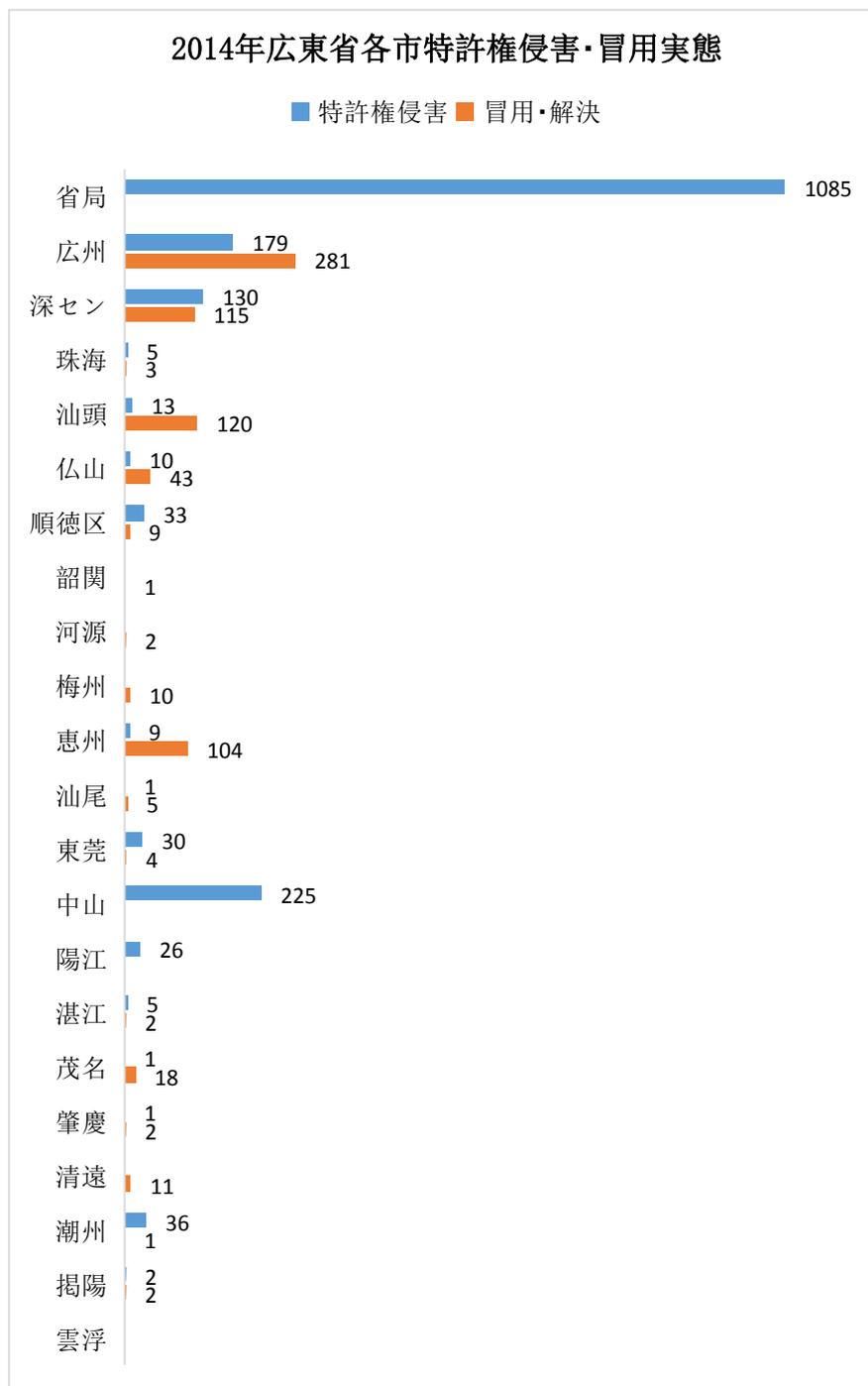
2-3-3 2012年度の著作権侵害の実態

2012年、全省各級の文化行政執行部門が海賊版の取締りを強化し、様々な文化類会社を約32.1万回検査し、行政的措置を3673回取り、違法出版物を1000万枚（パック）以上公開処分し、各種違法行為を7202件調べた。そのうち7155件が解決済みである。また省広電局が衛星テレビジョン受信機端末の特別取締りを展開したという。

第三章 広東省各市模倣品侵権の基本分析

1 各市の侵権・模倣実態

1-1 2014年度の広東各市の特許権侵害・冒用の実態



(注：国家知識産権局により)

【各市ここ二年間の模倣実態】

<p>広州</p>	<p>2015年広州当局が738件の模倣事件を解決し、860カ所の製造基地を取締まり、全国範囲の共同作業を18回行い、省境・国境を跨る産業連鎖24カ所を潰し、模倣品の製造および販売におけるプロ集団を捕まえ、事件に関わる価額は16億元以上にのぼったという。その中には、何件もの偽自動車部品、偽札の製造に関する重大事件も含まれる。</p> <p>2014-2015年に取締まった模倣品には塩類、革製品、電子部品、薬品、燻製食品、化粧品、自動車部品と商標が挙げられる。その中で、電子部品と自動車部品の事件に関わる価額が最も高いとのこと。</p>
<p>深セン</p>	<p>2014年深セン市場監管局が抜き打ち検査で模倣品の携帯を224台、各種携帯部品4438個を取締まった。</p> <p>2015年宝安当局は1カ所の製造基地を取締り、アイフォンの裏カバー13万個以上を没収し、事件に関わる価額は50万元以上に達したという。竜岡では、携帯カバーを模倣する工場を2カ所取締り、事件に関わる価額が400万元以上に上った。南山ではサムスン携帯を模倣する団体を取締り、13人の身柄を拘束し、事件に関わる価額は50万元以上という。</p> <p>2016年1月深セン当局は電子部品の模倣について重点的に取締りを行い、1万台以上の模倣携帯を没収したという。</p>
<p>東莞</p>	<p>2015年は食品（酒類を含む）、薬品（サプリメントを含む）、電子商取引の商品、農業資材、輸出入商品、文化市場、革製品、自動車部品、塩類製品、タバコ製品等9種の商品を重点的に取締まったという。虎門では2万着の運動服飾ブランドの模倣品を没収し、事件に関わる価額は600万元以上に上った。塘廈鎮では各種会社・クラブを1.8万回検査し、模倣事件を315件立件し、事件に関わる価額は279万元</p>

	<p>以上に上った。解決できた事件は 287 件、全体の 91.1%を占めたという。</p> <p>2016 年 3 月某海賊版運動ブランドを処罰した。</p>
仏山	<p>2014 年、模倣事件を 3820 件取締り、事件に関わる価額が 39920.35 万元、製造基地を 1052 カ所取締まり、重大事件 375 件を調べ処分し、違法海賊行為を厳しく咎めたという。</p> <p>2015 年、取締り執行チームが食品薬品、農業資材、児童用品、自動車部品、建築資材等の重点取締り対象に対し、特別取締り行動を行った。順徳の金物メーカーが登録商標を冒用し、サッシ・戸車を模倣していた。東莞、仏山等の地域にまたがる国際ブランド「カルティエ」のアクセサリーを模倣する産業連鎖を取締まり、現場で「カルティエ」等のアクセサリーを 8000 個余り没収し、事件に関わる価額は 9000 万元に達したという。</p>
珠海	<p>2014 年 10 月、珠海闘門にて没収した 16000 着余りの海賊版運動ブランド服が全て小さな工場によって作られていたことが分かった。事件に関わる価額は 50 万余り、8 人を逮捕した。</p> <p>2016 年 2 月、香洲区にて 1 カ所の模倣品製造基地を取締り、ヒューレット・パカード消耗品の模倣品を没収した。事件に関わる価額は約 15 万元という。</p>
中山	<p>2015 年 11 月、極簡単な組み立て工場で製造した偽著名ブランド電気製品を取締まった。事件に関わる価額は約 26 万元に達したという。</p> <p>2015 年 12 月、広東中山にて某偽服飾ブランド品製造基地を取締まった。事件に関わる価額は 500 万元という。</p>
惠州	<p>2014 年、当局が約 1.6 万個の偽ブランドメガネを取締まった。また、博羅にてパソコン模倣品の製造基地を取締まっ</p>

	<p>た。事件に関わる価額は1000万円を超えるという。</p> <p>2015年上半期、恵城区当局が模倣業を重点的に取締り、主に服飾、化粧品、食品薬品、偽タバコ・酒、偽領収書、携帯等の模倣品に対して特別取締りを行い、各種模倣品関係の経済事件を38件受理し、20人を逮捕、事件に関わる価額は1200万円以上に上ったという。</p> <p>2015年惠州の模倣品製造基地で2.1億元の偽札が没収された。また、独学で20元札を模倣する男性1人を逮捕、事件に関わる価額は10万円ほどだったという。</p>
江門	<p>2014年、江門では執行員を14万弱回出動させ、違法海賊事件1981件を取締り、模倣品製造基地を130カ所取締り、没収した模倣品の価額が約3409万元、387.66万元の価額の模倣品を焼却し、製造に関与する398人を逮捕、その中で253人が身柄拘束され、128人が逮捕、50人が刑罰されたという。</p>
肇慶	<p>2014年端州当局が偽登録商標を販売する作業室を取締まった。鼎湖区の各模倣品取締り執行部門が協力し、併せて74件の模倣事件を立件し、事件に関わる価額が240万元に値したという。</p> <p>2015年肇慶の封開にて、タバコの非法経営事件を解決し、事件に関わる価額は130万円を超えたという。また、偽防災商品を集中焼却し、四会当局が一カ所の偽領収書製造基地を取締まったという。</p>
雲浮	<p>2014年7月15日まで12件の模倣事件を摘発し、容疑者12人を捕まえ、その中で7人の身柄を拘束し、1人を逮捕した。模倣品製造基地を10カ所取締り、密輸のタバコ、偽薬品、塩、不良農薬、肥料、偽ブランド服等を没収した。事件に関わる価額は360万円以上だったという。</p>

	<p>2014年8月、雲浮羅定当局が「ナイキ」を装う商標登録事件を摘発し、事件に関わる価額は35万元であった。また、特大偽ブランド歯磨剤製造基地を取締まり、容疑者8人を逮捕したという。</p> <p>2015年7月、雲浮市にて偽酒を没収した。</p>
陽江	<p>2014年11月、当局が8つの模倣品製造基地に対して抜き打ち検査を行い、偽ブランドGパンの最終製品・半製品10万余り枚を没収し、容疑者11人を捕まえた。事件に関わる価額は約1.2億元だったという。</p> <p>2015年、特許紛争事件を19件立件し、そのうち海外関係の事件が7件あった。事件に関わる価額が約350万元、執行員を130回以上出動させたという。模倣事件を11件立件し、事件に関わる価額が約1.5万元、一年間の特許模倣取締り行動を通して12カ所の巢窟を取締まって処理し、110通余りの特許紛争問い合わせを受けたという。</p>
茂名	<p>2014年7月、偽札120万余りを製造し、販売した男子二人を逮捕した。</p> <p>2015年、特大偽札製造事件の容疑者3人を逮捕し、事件に関わる価額は125万元以上だったという。スモールパッケージ食塩を45トン模倣した3人の容疑者を捕まえた。2カ所の偽食塩製造基地を取締まり、事件に関わる価額は約15万元だったという。</p>
湛江	<p>2014年執行員を80回出動させ、会社430社、重点地域2カ所、卸売市場と小売市場等の各種売場26カ所を検査したという。</p> <p>2015年3月湛江市工商局が2014年までに没収した模倣品に対して集中焼却を行った。</p>

韶関	<p>2014年11月、偽タバコ製造重大事件を摘発し、事件に関わる価額は1千万元ほどあったという。密製造工場を取締まり、50万缶の偽レッドブルーを没収した。</p> <p>2015年10月、韶関仁化县当局が2カ所の偽タバコ製造工場を取締まり、韶関南雄当局が2カ所の特大タバコ違法加工基地を取締まったという。</p>
清遠	<p>2014年上半期、模倣事件2104件を摘発した。9月に特大偽電池製造基地を取締まり、事件に関わる価額は1億を超えたという。</p> <p>2015年、清遠市の医薬会社2社が偽薬の違法製造を行ったことが判明した。</p> <p>2016年、清遠市の公安機関が模倣品を販売する事件を摘発し、当事件に関わる価額は併せて160.3万元だったという。</p>
河源	<p>2014年河源にて模倣事件を1874件、製造基地を22カ所取締まり、事件に関わる価額は約7000万元、焼却した模倣品の価額は600万元以上だったという。</p> <p>2015年、食品、薬品、領収書の三大模倣領域の特別取締りを行った。登録商標模倣事件を解明し、3カ所の製造基地を取締まったという。大型車を用いてタバコの移動製造事件を摘発し、事件に関わる価額は300万元以上だったという。特大偽薬品製造事件を解決し、事件に関わる価額は2億弱だったという。「LV」系列の偽バッグ600個余りを没収し、事件に関わる価額は2000万元以上だったという。</p>
梅州	<p>2014年12月、梅州市にて関わる価額が140万元に達する模倣事件を取締まったという。</p> <p>2015年、全市で1032件の模倣事件を取締まり、事件に関わる価額は3268.59万元、製造基地14カ所を摘発し、13件の事件</p>

	を公安に移送し、35人の容疑者を逮捕したという。
汕頭	<p>2014年、汕頭当局が1カ所の製造基地を摘発し、LV, GUCCI等の国際ブランドの模倣革製品3万点余りを没収した。児童用品の偽ブランド製造事件を摘発し、7つの犯人グループを捕まえ、12人を逮捕した。事件に関わる価額は1100万元以上に上ったという。</p> <p>2015年1月、10数個の偽ブランドの金物製品を処分した。</p> <p>2016年2月、6カ所の偽おもちゃ製造基地を取締まり、4.8万個の製品を没収し、事件に関わる価額は900万元以上だったという。</p>
汕尾	<p>2014年、汕尾市煙草部門が打仮弁、市公安機関と共同作業し、執行員を1100回出動させ、価額が5万元以上の事件を8件摘発し、各種模倣品製造基地14カ所を取締まり、大型タバコ機械21台、偽タバコ343万本、タバコの製造材料53トン、フィルター1141万本、大勢の補材を没収した。事件に関わる価額は1179万元、容疑者24人が公安機関によって身柄を拘束されたという。</p> <p>2015年、陸豊では11515回執行員を出動させ、模倣事件212件を摘発し、37カ所製造基地を取締まり、事件に関わる価額は920万元を超えた。そのうち、取締まった3カ所のタバコ模倣工場の関わる価額が132万元だったという。また、海豊では携帯の模倣工場を取締まり、携帯部品及び加工設備を没収した。市局が4日以内に4件のタバコ模倣事件を摘発した。事件に関わる価額は約400万元だったという。</p>
揭陽	<p>2014年上半期1222件の模倣事件を摘発した。7月に、普寧当局が模倣品製造基地を取締まり、820万個の偽タバコブランドマークを没収した。9月に、各種ブランドの検査合格証を5万部以上、偽送電線・電気通信ケーブルを1000束没収した。事</p>

2-2 模倣品市場の特徴

食品、服飾、靴とバック等の模倣品が広東省各市に普遍的に存在する。原因としては、このような商品は高い製造技術を要せず、コストも低く、需要が大きくて流通しやすいからである。

各地の模倣品の誕生は基本的に第二産業と小売業の集中が原因と考えられる。模倣品市場が主に経済の発達した地域に集中する。珠江デルタの模倣品市場規模、模倣品タイプ及び模倣事件に関わる価額がいずれもトップクラスに位置付けられ、その中でも特に広州と深センが深刻である。

2-3 模倣品市場による影響

模倣品問題は国際的に「麻薬密売問題に次ぐ世界第二の問題」とされている。模倣犯罪は多くの国々にとって市場経済の早期発展段階における社会現象であり、市場経済が十分に成長していない段階の毒である。人類が模倣品と戦う歴史は100年、200年を経て、今もなお続いている。

今では、中国が世界一の模倣品製造地となっている。市場経済の過渡期において、模倣犯罪がとても深刻であると見受けられる。過渡期である中国では、模倣品関係の重大事件が珍しくなく、模倣品製造の基地は取締まるほど多くなり、偽ブランドが氾濫して災害となっており、もはや中国の市場経済の成長を阻害する壁となっている。よって、中国最大の社会問題と認識されており、模倣品問題による損失が莫大である。

模倣品問題はただの経済的問題ではなく、人々の関心度の高い社会問題でもある。我々は日常生活において、正に様々な模倣品と出会っている。

今では、偽ブランドが氾濫して災害となっており、多くの消費者に損害を与え、国家利益に害を及ぼしているばかりではなく、社会的な経済秩序を乱し、国家経済建設及び人民生命財産の安全を深刻に脅かしている。一方では、経済秩序を甚だしく脅かし、ブランド関係者の利益を害し、市場の変化に大きな影響を及ぼし、さらに国の経済発達レベルを害している。また、消費者の精神的健康を害している。

関連資料によると、世界中の模倣品取引総額が世界貿易総額の 5~7%を占めており、年間 1500~1800 億ドルに達している。

世界で最も伸びる経済的犯行の一つ、20 世紀の「工業疫病」であり、麻薬密売問題に次ぐ世界第二の問題となっている。模倣品をいくら取締まっても消えない現象を露呈しており、特定の地域では益々深刻になっていて、もはや社会の安定と進歩に対する不安要素となっている。

広東省の模倣品市場がもたらした影響は主に以下の点に表れている：

①正常な市場秩序を妨げる

市場経済の特徴は競争であり、この競争は公平、公正、公開、秩序のある社会環境のもとに行われるものである。経済の調整は市場価格の波動、市場の各利益主体の競争、市場の需要と供給関係の変化を通してなされるものである。

ところが模倣品犯行が正常な市場秩序を破壊し、模倣品と合法的な製品との価格差が不公平であり、模倣品がブランド名を冒用し、宣伝等のコストを大いに減らしてうる。また、違法の隠避行為のため、税金等の費用を納付せず、価格上の優位に立っている。

模倣品犯行が法律を踏みにじり、「ゲームルール」を破壊し、技術の剽窃、ブランドの冒用、証明の模倣、不良製品の製造、安価・高額のリベート等の不正競争手段を通してシェアを奪っている。大量の本物が倉庫に売れ残り、本物が偽物に負けるという現象が溢れることになる。模倣品の製造は違法行為であるため、その製造及び経営活動は大抵秘密裏に行われるため、省の税収が大量に失われるばかりではなく、毎年莫大な金額の特別資金を模倣品取締りに使うことになる。

②社会交易コストの増加

情報の非対称性のため、消費者に逆工心理を生じさせてしまう。例えば全ての人々を嘘つきと思い、全ての商品を模倣品と思い込む。このように商品に対する安心感が不足してしまうため、大多数の経営者がビジネス活動において警戒する必要があると思っている。

地方政府、企業及び消費者が原材料や製造設備を購入する際に、調査を経て購入する
かもしくは製造メーカーから直接購入するケースが多くなり、直接売り場で買うケース
の割合が減っている。このような逆工選択が社会的な取引コストを増加させている。

③莫大な経済的損失を与える

2015年、広州だけで、当局が取締まった事件に関わる価額は16億元以上に上った。
一方、市場経済は一種のプライスメカニズムによって資源配置を決める経済体制である
ところ、模倣品市場での情報の非対称性のため、プライスメカニズムが十分に効果を発
揮できず、市場の効力を失うことにつながり、社会資源の最適な配置を実現できない。

④工業及び農業の製造・生産を破壊する

例えば石炭の中にぼたを混ぜて、汽缶の壁を摩損し漏らすことで重大な事故を引き起
こす。綿花や羊毛の中に他の物質を混ぜて綿紡織業・糸紡織業の発展を深刻に脅かす。
農薬は虫を殺せず、肥料は生長を促せず、種が発芽できず、食料及び農作物の大量減産
を引き起こす。更に収穫が全くなくなり、そのため農民が破産の「災い」に遭うことにな
る。

⑤省のイメージが深刻に損なわれる

模倣品は国内で大量に製造されるばかりではなく、輸出商品の中にも大量に混じりこ
む。更に海外ブランド及び外資企業の製品を模倣する。これに対して外資企業が続々と
通報し、クレームをつけてくる。そのため広東省のイメージを深刻に傷つけてしまった。

広州白馬服飾市場、万菱広場、上下九、深セン、華北強、自動車部品センター等が模
倣品の集まる場所とされている。模倣品の大量存在により、広東省の投資環境を著しく
破壊し、国内外の投資者と先端技術の所有者が自分たちの投資が報われるかどうかにつ
いて心配と懸念を示し、数多くの先端技術と資金を得るチャンスを失い、外部との貿易
に深刻な悪影響を与えている。

⑥省内ブランド企業に莫大な損失を与える

著名な企業、特に日常生活用品を生産する企業、例えば化粧品、飲料、たばこ及び薬品、農業資材関連の企業、そのほとんどが模倣の対象となる。模倣品問題が軽度であっても、本物の企業のブランドと名誉に傷をつける。重大な場合、その企業を破産に追い込む。

著名企業の製品のシェアが侵食され、企業が長い年月をかけて創立したブランドや無形財産が侵害され、場合によっては企業が模倣品を摘発することに力を注ぐために本業が疎かとなり、その存続が危ぶまれることも問題になっている。

⑦有名企業を極大に損害する

有名企業のヒット商品であれば、模倣されることはよくあることである。犯罪者のマジックのような自作自演のもとに数多くのなりすまし現象が人々の前に現れている。中古部品を用いて 아이폰、サムスン等の著名電子製品を新品に作り上げる、質の悪い生地を使って質の悪い服を作り上げて国際ブランド品の服と装う、化学原料を用いて菓子を作る等の例が挙げられる。

⑧人々の健康、生命及び財産の安全にとって深刻な脅威となっている

化粧品、豊胸商品、食品及び薬品等の内服あるいは外服商品が、人体に直接ダメージを与える。

3 模倣品流通の特徴

3-1 執行当局の取締困難な卸売市場経由の流通

大多数の中国の専門市場は卸売りがメインである。卸売市場が 80 年代初期から始まり、およそ 3 つの方向から形成される。一つ目は従来の農業貿易市場と集市貿易市場から発展している。

二つ目は従来の商業、植物、物資、購入販売協同組合等の流通部門の仕入れと販売センターから形成されている。三つ目は、経済発展のため立てられている。

90 年代から、中国の卸売市場が高速発展期に入り、数量、種類、機能等において迅速な発展を成し遂げ、中国経済発展の新たな成長点となっている。

今、全国の範囲内で農業副産物卸売市場、小商品卸売市場、建築内装材料市場、生産資料市場等を中心に、革製品、金物、家具、食品、服飾、紡織、電気製品、IT、化学工業、医薬、自動車部品、玩具、機械等を含む総合的専門市場を包括し、中国特色的社会主義市場経済体系の重要部分を初歩的に形成しつつある。

全国には 4000 個以上の 1 億元強の専門市場があり、その所有数ランキング上位 8 位の省は、浙江、江蘇、山東、広東、河北、遼寧、湖北、湖南であり、全国の 66% 以上を占めている。

ここ数十年の発展を経て、専門市場が資源配置、内需の拡大、生産の指導、流通の活性化、価格の形成、就職問題の解決、税収の増加、経済発展の促進等において重大な役目を発揮し、各地の商品流通、資金流通、情報流通、人材流通の健康的発展を促している。しかし発展において嚴重なる問題も存在している。例えば：

①不健全な法律制度、規範に則っていない操作、開発の壁が低いこと、むやみに開発すること、無秩序な競争、模倣品の氾濫の現象が深刻である。

②規範に則っていない行政管理、管理部門の混乱、混乱の政策、監督の無力さ、費用の雑多、審査の複雑、市場秩序の混乱

③重複建設の現象が深刻であること、市場や取引先の需要を無視すること、低レベルの悪性競争への導き。例えば広州の服飾市場等。

④会社の住所の不合理な選び方、不確定な方針、素人の計画、科学的ではない設計、不完全な付帯設備、招商、乏しい経営力、交通、安全、消防における問題が多いこと。

⑤創造性のない市場発展、数量を重んじ質を軽んじること、管理制度の立ち遅れ、競争意識、ブランド意識の薄弱、市場適応が遅いこと、後になって発展する無力さ。

⑥一部の市場管理者と貿易関係者の質の低さ、サービス精神の不足、交易方法の立ち遅れ、現代貿易についての知識の不足、商品市場のネットワーク化及び電子商取引化の建設スピードの遅さ。

広州は中国の中でいち早く対外開放した地域として、商業の発展段階が大変成熟していて、卸売市場は主に伝統ある農業貿易市場と集市貿易市場の上で形成されて、更に改善し発展してきた。

ほとんど全ての業界を含んでいる。昔の政府のデータによると、広州は、大中小各種専門卸売市場を 485 ヶ所有する。業界に応じて工業製品卸売市場（生産手段と生活手段を含む）と、農業生産品卸売市場（生産手段と生活手段を含む）と、総合卸売市場（工業製品と業生産品を両方経営する）とに分けられている。

工業品卸売市場は広州の卸売市場の中堅であり、全部で 306 ヶ所あり、全体の 63.31%を占める。農産品卸売市場は広州で最も早く出現した卸売市場で、全部で 99 ヶ所あり、全体の 20.41%を占める。総合卸売市場は混合経営のため、方向性がなく、競争力が強くないものがほとんどである。広州は今、総合卸売市場を 80 ヶ所有し、その割合は全体の 16.49%を占める。

広州において、歴史原因による自発的に形成された卸売市場が、計画性に欠けるため、多くの問題を抱えている。そのせいで、模倣品流通の取締りが難航している。

第一：広州の卸売市場の空間配置が不合理である。厳格な審査と統一された管理方法がないため、各級政府管理部門が市場の建設に関与し、市場の発展はかつて、秩序なしの発展、悪性競争の状況に陥った。

現在は 44.9%の卸売市場がまだ古い市区にあり、市場の面積は土地制限と階差により賃金が高い反面、市場規模はこれ以上拡大することが不可能どころか、縮小する一方で、更なる発展、空間を得ることが難しい。また、交通、消防、環境保護、衛生、市のイメージ等の要素により制限され、古い市区で生き残ることが難しい。

第二：市場建設レベルは全体的に低く、卸売市場の規模は大きいものの、レベルはまだ低いケースが少なからずあり、設備の改善余地があり、付帯設備が不足している。

多くの市場は閑地と使用されていない倉庫を用いて建てたので、明らかな一次性を帯びている。市場の店舗はただの小屋で、場内の配置は雑であり、衛生状況も芳しくない。その他、多くの卸売市場の住所と建設が非科学的で、一致する計画はなく、適当に建てられ、違法建築が多く存在している。市場建設レベルの低さは市場情報化程度にも反映され、多くの卸売市場は通信システムとネットワークを設立しておらず、電子情報管理手段と電子商取引はまだ広く使われていない。

第三：広州の卸売市場の組織化の程度と管理正規化の程度が高くなく、健全な法律制度を用いて市場の正常な運営を保証することができない。

数多くの卸売市場のオーナーは賃金だけ受け取り、管理を怠り、市場管理に深刻な問題を抱え、加えて各店舗のレベルが一致しておらず、全体的な質が高くない。ところによっては模倣品の販売、詐欺、内容量の不足、渡された品物が違うものがある、市場を支配するなどの良くない現象が存在し、安全の問題が深刻である。

3-2 各隠れ物流倉庫経由の流通

著名ブランドの模倣品が市の中心部あるいは人口が比較的集中する場所で製造されたり貯えられたりすることは、一般的にはない。

一つは目立つことを避けるため、もう一つはこれらの模倣品を出荷しやすいようにするためである。特に大量製造の模倣品がメインとなっている。

物流倉庫は単純な品物の保存・管理から、商品の受け取り、分類、計量、包装、並べ替え、配達、情報管理等の機能を有するように発展している。普通、大方の倉庫は郊外にあり、土地が安く、関係部門がこれらの倉庫を監督しづらい。

また人口密度が低く、市民から通報されることが少ない。よってこれらの倉庫は模倣品の臨時保管場所になっている。簡単に言えば、これらの倉庫は保管の機能を果たしている反面、更に重要な模倣品の中継所となっている。

広州では、卸売市場あるいは大型小売市場付近の住宅地が全て様々な模倣品の倉庫となっている。近年になって、大きな火災が起こったことをきっかけに、次第に取締まら

れて番禺区方面へと移りつつある。

しかし住宅に人が品物と一緒に住んでいるとなると、執行部門も監督しづらいので、模倣品の保管および配布の場所になりがちである。

3-3 インターネット経由の流通

今では、中国に6.7億人のネットユーザーがおり、世界一の数となっている。413万個以上のサイトを有しており、世界トップドメイン名ランキングの中で第2位である。

インターネット関係の上場企業が300社余りある。世界インターネット会社上位10社の中で、中国が4席を占めている。2014年、中国インターネット上の取引額は約2.8万亿元であり、世界第一位となっている。インターネット経済は国内総生産（GDP）の7%を占めており、中国景気向上の新しいスポットとなってきたが、模倣品流通のもう一つのプラットフォームにもなっている。

2015年、広州高等裁判所によると、広東省内の全裁判所が受理したインターネット関係の模倣事件をC2Cと、C2Cと名付けているが中身はB2Cである電子商取引プラットフォームに集中している。例えば：タオバオ、易趣網、拍拍網等が挙げられる。

インターネットによる取引の壁は低く、誰でも参加できるし、管理が充分でないので商品の情報についての審査が不足しており、模倣品の温床となってきた。

インターネットでの模倣品販売事件の犯人は大体70年代か80年代生まれの人々に集中していて、次第に製造及び販売産業連鎖を形成していく。若者は大体インターネットについて熟知しているため、インターネットでの模倣品販売の起業のチャンスと思っている。犯行形式は単純な模倣品販売から、製造及び販売が一体化したものになってきている。いくつかの小さな工場や小企業が自らインターネット店舗のオーナーに連絡するか、1級、2級仲介業者を通じてインターネット店舗のオーナーに物を販売するなどして、次第にオフラインの模倣・卸売・流通・販売・運輸の一体化した産業連鎖を形成している。

そのため、各インターネットプラットフォームにおいて、特別取締り行動が行われている：

2013年、聚美が5000万元の取締り用の資金を用意し、化粧品ブランドに対して一部の模倣防止記号のコストを賄った。

2013年1月1日から2014年11月30日まで、アリババグループの模倣品取締りへの投資が10億元を超えた。2014年9月のIPOまで、併せて9000万件以上の海賊版商品を撤去した。

2014年、タオバオにて『2014 淘宝と警察の共同取締りに関する報告』を発表した。タオバオは当局と手を組んで、18件の団体事件と200カ所以上の模倣品製造基地を摘発し、400近い数の容疑者を逮捕した。本年12月12日時点で知識産権局と連携し、3000件余りの特許紛争に関するクレームを受理した。その中では、3Cデジタル商品（1位）、日常生活用品（2位）、文具・体育用品（3位）が上位を占めた。

タオバオによるデータでは、9割近い数の模倣品販売チームが10カ所の地域に集中しており、上位3位は珠江デルタ、長江デルタ、福建とされている。類別で集中する傾向が見られ、例えば6割以上のアクセサリ・時計関係の模倣品が華南地区に集中しており、6割以上のアウトドア関係の模倣品が福建から流通され、5割以上のホームテキスタイルが華東地区に集中している。華南地区・華東地区にある特大市場及び周辺地域がいくつかの種類の商品の物流ハブとなっている。

2014年、全省範囲内で行われたインターネット上の知的財産権侵害に関する特別取締りでは、1293件の事件を摘発し、違法サイト・違法電子商取引プラットフォーム616個を取締まり、関わる価額が25億元に上ったという。

3-4 展覧会・商談経由の流通

2012年、全省各級の知的財産権行政執行部門が「中国輸出入商品交易会」（以下、広交会）、「中国加工貿易製品博覧会」、「中国国際中小企業博覧会」、「中国国際映画・テレビ・アニメ産業の著作権保護と貿易博覧会」等の大規模の展覧会において、知的財産権侵害取締りに関するQ&Aを設けていた。その中の第111回と第112回の「広交会」では、知的財産権侵害に関する通報を1030件受理し、通報された企業数が1403社、侵害成立とされた企業が734社、前年同期比がいずれも減少を示した。また、全省知識産権局が系統的に展覧会と業界協同組合を指導し、特許紛争1144件を調停した。

2013年の第113回と第114回の「広交会」にて知的財産権侵害に関する通報を1042件受理し、通報された企業数が1275社、侵害成立とされた企業が674社であった。一年中、各業界協同組合が31件の特許紛争を調停し、1382カ所の記録商標代理機構が新規開業した。

2014年、全省各級の知的財産権行政執行部門が、展覧会における知的財産権保護作業の強化を続行し、「広交会」、「中国加工貿易製品博覧会」、「中国国際中小企業博覧会」、「中国国際先端技術成果交易会」、「中国国際映画・テレビ・アニメ産業の著作権保護と貿易博覧会」等の大規模の展覧会において、知的財産権侵害取締りに関するQ&Aを設けていた。その中の第115回と第116回の「広交会」では、知的財産権侵害に関する通報を1022件受理し、通報された企業数が1290社、侵害成立とされた企業が647社、通報された企業数以外の前年同期比がいずれも減少を示した。

3-5 越境貿易・蟻の引越し経由の流通

2015年9月、黄埔検験検疫局が46012件の商品を焼却した。「輸出入貿易会社」のHERMES、GUCCI、CHANEL等のブランド名を冒用したベルト、財布、バッグ等の輸出品と、「権利者の代理会社」のADIDAS等のブランド名を冒用したユニフォーム、スポーツジャケット、Tシャツ等が含まれている。

資料によると、2014年7月から2015年8月までに、広東検験検疫局が模倣輸出品事件を66件摘発し、関わる価額が1.043億元、公安機関に移送した案件が3件であったとのことである。

2012年、省内税関部門が「国門の盾」という特別行動に力を入れ、知的財産権侵害容疑のある貨物を6090回取締まり、事件における貨物の量は4045万件に達した。1年間を通して、リスク分析等の手段を使い、知的財産権侵害容疑のある貨物を取締まった回数は242回、関係貨物の量は3770万件であったという。

2013年、省内税関部門が併せて知的財産権侵害容疑のある貨物を5425回取締まり、事件における貨物の量は2131万件に達し、関わる価額が9717万元であったという。薬品、食品等の健康を害する模倣品に関しては、特別取締りが行われ、薬品模倣事件7件を摘発し、事件関係の偽薬品の量は約1.9万件であった。2013年3~4月、アメリカへ

の電子製品類輸出品に対し、中米税関共同取締りが行われ、アメリカ・香港と関わる知的財産権侵害の貨物をそれぞれ3万件余りと19.2万件余り没収した。

同年、粵港知的財産権保護協同組合が第十二会会議を行い、『粵港知的財産権保護協議（2013年—2014年）』を結び、省公安庁、工商局、版權局が香港・澳門の税関、当局、知的財産権関係部門との協力を強化した。省内税関部門が香港の税関部門と協力して、郵便業経由の越境貿易への取締りを展開した。また、澳門の税関部門と協力して、密貿易商人による密輸行為の取締りを行った。1年を通して、香港・澳門関係の模倣品を41.6万件没収したという。

2014年、広東省内税関部門が輸出入における知的財産権侵害事件への取締りを強化し、侵害容疑のある通信設備、服飾、革製品及び電気・機械製品等の商品を合計3518回取締まり、併せて5046万件、価額が1.25億元、確実に辺境知的財産権保護のレベルを上げている。

リスク分析等の手段を使い、知的財産権侵害容疑のある貨物を取締まった回数は243回、関係貨物の量は4600万件を超え、価額が9700万元であったという。

広東税関部門が香港の税関部門と合同で、郵便業・海運業の違法活動に関する特別取締りを行った。1年を通して、香港・澳門関係の密輸活動を400件取締り、60万件を超える商品を没収し、価額が2510万元になったという。

第四章 執行当局による模倣品取締の現状

1 広東省の知的財産権侵害の取締に関する統計

1-1 2013年度の知的財産権侵害の取締の実態

全省工商行政部門が立件した事件が7184件、価額が約1億元、公安に移送した刑事事件が118件、関係者が45人いた。

全省検察機関が1119件の知的財産権侵害事件を控訴し、関係者が1861人いた。その中で模倣品の製造と販売に関する事件が649件、関係者が973人いた。起訴された知的財産権侵害事件が1078件、関係者が1780人いた。その中で模倣品の製造と販売に関する事件が667件、関係者が905人いた。

全省質量検査機関が模倣品取締りを14回行い、1万件強の事件を調べ上げ、481ヶ所の製造基地を摘発し、価額が3.14億元に達しており、司法機関に移送された事件が153件あった。

全省食品薬品監督機関が17.7万回の会社に対する検査を行い、1.3万件を立件し、392ヶ所の製造基地を摘発し、価額が1.7億以上に上った。

全省公安機関が知的財産権侵害事件及び模倣品の製造と販売に関する事件を4126件摘発し、そのうち3317件を解決し、2747人を逮捕し、3349人が控訴され、2532ヶ所の製造基地を摘発し、2.96億件の模倣品を没収し、価額が約123.4億元であったという。多省合同取締りを285回行い、他省と1589回協力し、プロ的犯行団体を400以上取締り、多数の重大事件を解決した。

1-2 2014年度の取締現状

2014年、全省工商行政部門が商標権侵害、ブランド名冒用、模倣品製造・販売に対して立件した事件が7832件、価額が約15547万元、12010万元の罰金を科し、公安に移送した商標権侵害容疑の事件が137件、関係者が61人いた。

全省検察機関が 1719 件の知的財産権侵害事件を控訴し、関係者が 3122 人いた。その中で模倣品の製造と販売に関する事件が 2260 件、関係者が 2959 人いた。起訴された知的財産権侵害事件が 1537 件、関係者が 2701 人いた。その中で模倣品の製造と販売に関する事件が 2583 件、関係者が 3154 人いた。

全省質量検査機関模倣品取締りを 10 回余り行い、執行員を 78325 回出動させ、企業検査を 26515 回行い、7422 件の事件を調べ上げ、360 カ所の製造基地を摘発し、価額が 2.74 億元に達しており、罰金が 1.27 億元となり、司法機関に移送された事件が 70 件あった。

全省食品薬品監督機関が執行員を 391327 回出動させ、177005 回の会社に対する検査を行い、13135 万件を立件し、価額が 1.7 億以上に上り、そのうち重大事件が 339 件、価額が 1.6 億元以上あった。

392 ヶ所の製造基地を摘発し、公安機関に移送された事件が 339 件あった。一年中、多省合同取締りを 258 回行い、300 以上の越省境犯行集団と利益連鎖に対し、全面的に取締まった。

その中では、タバコの登録商標を模倣する犯行に関する特別取締りを行い、442 件の事件を摘発し、593 人を逮捕し、価額が 9.7 億元に達した。また、インターネットにおける知的財産権侵害の特別取締りを行い、1293 件の事件を摘発し、違法サイト・電子商取引プラットフォームを 616 個取締り、事件に関わる価額が 25 億元に達した。

民族ブランドの知的財産権侵害に関する特別取締りを行い、3176 件の事件を摘発し、価額が約 80 億元あった。自動車部品、建築材料、家電等の業界における生産・生活の安全を害する犯行に対し、特別取締りを行い、多数の重大事件を摘発した。

全省の裁判所が知的財産権侵害事件及び模倣品の製造と販売に関する事件を 3481 件受理し、容疑者が 4936 人いた。その中で 3334 件を解決し、関係容疑者が 4684 人がおり、犯罪者を大いに怯えさせた。

2 典型的な取締り事例

【卸売市場での事例：模倣時計の販売に対する取締り】

1. 特徴

本事件においては、広州某模倣時計の貿易会社を成功的に取締り、大量の模倣品を没収し、価額が大きかった典型的な事例である。

2. 概要

国際著名時計ブランド会社から依頼が殺到し、広州市で同模倣時計を大量販売・保有する某貿易会社に対して取締りを行い、知的財産権を保護したものである。

証拠を揃えた上で、ある会社が正式に広州市工商執行部門に通報し、当貿易会社への取締りを申請した。

取締りにおいては、執行員がいくつの著名ブランドの模倣品を探し出し、併せて1654本の時計、包装紙5箱、説明書3箱を没収した。その中の時計には59万円の価額があった。また、現場で見つかった帳簿によって、当貿易会社が513本の模倣時計を売り、売り上げが36万円を超え、2万元以上の違法利益を得ていたことが分かった。

執行部門の調査によると、侵害事実が判明され、現場で見つかった模倣品及び違法収入をすべて没収し、さらに12万円の罰金を科した。

3. 詳細

ある会社の情報によると、広州市の某貿易会社が広州市の某電子製品の市場の某店舗にて国際著名時計ブランドの模倣品を大量販売していた。当店舗はオープン式店舗であり、面積がおよそ15平方メートル、各式時計200から300本を置いていた。

もっと探ると、当貿易会社の事務所がすぐ隣にあり、時計の代理販売を主要業務としていた。

店舗のスタッフが大量注文のお客様に合った際に、直接お客様を当貿易会社へと連れていき、発注していた。当事務所が約80平方メートル、左右に展示棚を置いており、数千本のブランド品の時計が置かれていた。

ある会社は当貿易会社の関連資料と違法可能性を各クライアント様に報告し、同意を得た上で、2014年5月、工商局の執行員と一緒に当貿易会社を訪れた。

調べた結果、1654本の時計、包装紙5箱、説明書3箱を発見した。権利者によれば、これらの時計はいずれも正規製品ではなかった。

執行部門の調査で、侵害事実を認定し、最終的には現場で見つかった模倣品及び違法収入をすべて没収し、さらに12万円の罰金を科すという処置を取った。

广州市工商行政管理局越秀分局 行政处罚决定书

穗工商越分处字 [REDACTED]

当事人 [REDACTED] 贸易有限公司

注册号: [REDACTED]

经营地址: 广州市越秀区中山五路 [REDACTED]

2014年5月15日, 本局根据举报, 对当事人位于广州市越秀区中山五路 [REDACTED] 房以及中山六路陶街电器城 [REDACTED] 经营场所进行检查。现场发现当事人有经营无合法来源证明进口商品的行为。查获无合法来源证明的进口 [REDACTED] 手表 1448 只、[REDACTED] 手表 176 只、[REDACTED] 手表 17 只、[REDACTED] 手表 13 只, 以及在现场发现的标有 [REDACTED] 字样包装纸袋 5 箱、[REDACTED] 手表说明书 3 箱。为查清案情, 遂立案调查, 并依法扣押了上述涉案物品。

经查明: 当事人 2014 年 3 月 1 日至 5 月 15 日期间, 当事人未向原登记的工商行政管理机关办理变更登记, 擅自以 [REDACTED] 有限公司的名义, 对外经营手表。当事人在 2014 年 3 月 1 日至 5 月 15 日期间, 从深圳购进无合法来源证明的进口手表 2167 只, 品牌包括有 [REDACTED]、[REDACTED]、"[REDACTED]" 以及 [REDACTED], 由于缺少进货单据, 进货价格无法计算。购进后即开始在广州市越秀区 [REDACTED]

[REDACTED] 和中山 [REDACTED] 加价销售。经销售单据统计, 当事人在 2014 年 3 月 1 日至 5 月 15 日期间, 销售各款无合法来源证明的进口手表 513 只, 销售金额共 367029 元。当事人销售无合法来源证明的进口手表利润为销售价格的 7%, 合共违法所得为 25692.03 元。尚未销售的无合法来源证明的进口 [REDACTED] 手表 1448 只、[REDACTED] 手表 176 只、[REDACTED] 手表 17 只、[REDACTED] 手表 13 只, 共 1654 只手表, 经核实, 以销售价计算, 货值共 595406 元。其中 [REDACTED] 手表 1448 只货值为 423506 元、[REDACTED] 手表 176 只货值为

第 1 页

倉庫での事例：多数のブランドを模倣した水着の取締り



倉庫



倉庫内部写真



執行員が現場に到着

北京市公安局海淀分局
拘 留 证
京公海拘字（2016 [REDACTED] 号

根据《中华人民共和国刑事诉讼法》第 八十 条之规定，兹决定对犯罪嫌疑人 [REDACTED] [REDACTED]（性别 男，出生日期 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]）

执行拘留，送 [REDACTED] 海淀区看守所 羁押。

二〇一六年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 [REDACTED] 时

本证已于 2016 年 1 月 12 日 4 时向我宣布。
[REDACTED]（捺指印）

本证副本已收到，被拘留人 [REDACTED] 于 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 [REDACTED] 时送至我所。

接收民警： [REDACTED]（看守所印）

侵害者への拘留書

1. 特徴

インターネット上で情報を収集し、背後にある正体をばらす。オンラインからオフラインへの行動である。

2. 概要

多数の国際著名ブランド会社から依頼を受け、知的財産権侵害関連の案件が任された。

ターゲット会社がアリババのサイトに多数の著名ブランド品の水着と偽っており、調査によると、該当社が東莞虎門にある水着専門の会社で、卸売及び輸出事業も持っていたという。現場の倉庫に1万件超の模倣水着があった。

ある会社は該当社の関連資料と違法可能性を各権利者に報告し、同意を得た上で、東莞当地の執行部門に通報し、東莞市公安局及び工商局と協力し、該当社に対し、刑事的取締りを行い、全部で1万件以上の模倣水着を没収した。

3. 詳細

該当社がサイトで大量の多数ブランド品の高質模倣品を展示し、「正規なブランドラベルとケアラベルを提供できる。個包装の在庫品を送る」とアピールしていた。

調査によると、該当社が東莞虎門に位置していて、多数の著名ブランド品の水着を主に模倣していた。2003年に設立し、対外貿易の水着や子供用の水着を主に作り、高級な自動ミシンを持つ会社であった。

生産・提供する模倣品の水着は主に30種余りの様式があって、28～35元/着で販売していたという。既に4年以上経営し、長期に渡り、在庫を充実させていた。取締り時点では、6種の様式の模倣水着がそれぞれ1000から3000着ほどの在庫で保有され、さらに某著名ブランドの在庫が10000着に近いほど保有されていた。

ある会社はクライアント様の同意を得た上で、東莞当地の執行部門に通報し、東莞市公安局と工商局が合同で該当社に取締りを行い、全部で1.5万件強の模倣水着を没収した。価額が19.5万元に達しており、その場で容疑者一人の身柄を拘束した。

その後、東莞市公安局が立件し、捜査を行い、公式的に犯行関係者達を逮捕した。今、この事件はすでに東莞市第二人民裁判所にて受理済みであって、容疑者何氏に対して15万元の罰金及び懲役3年を言い渡した。現在も事件に関する進展に細心の注意を払っているところである。

インターネット上の事例：某イヤホンの模倣品



ターゲット店舗の所在地写真



ターゲット店舗の内部写真



ターゲット工場の内部写真

1. 特徴

本事例では莫大な製品を没収しており、典型的な数で勝負する模倣者の例である。

2. 概要

某国際著名電子製品ブランド会社から依頼を受け、所有するイヤホン製品に関する知的財産権侵害関連の案件が任された。

クライアント様のご要望に応じて、ある会社の調査員が該当会社の店舗に対象のイヤホンが陳列されていることに気付き、しかも「メーカーによる直販」との看板があるため、店舗に入り、詳しい下調べを行った。語り合う際に、調査員が該当会社の経営範囲が主に対外貿易であって、金額の大きい取引しかしないことを聞き出した。その後、調査員が見張りや尾行を通して、倉庫の位置を把握し、詳しい情報も入手した。クライアント様の同意を得て、関係執行部門に通報し、執行員と共同で該当会社及び倉庫に対して取締りを行った。結果として、約 18.5 万件のクライアント様の商品を模倣した不良製品を没収し、同時に他のブランド模倣品を約 7 万件没収し、犯罪者の身柄を拘束した。

3. 詳細

ある会社の調査員が「メーカーによる直販」という看板に疑いを持ったので、対外貿易関係者として店に入り、20 種それぞれ 6 色の中から選択できるイヤホンが販売されていることを知った。対象のイヤホンは主に海外へ輸出する金額が大きいだけでなく数量も多いが、すぐに出荷できると店長は主張している。これらのことを通して、在庫が充実していること、しかもすぐそばに倉庫があることを知った。見張りや尾行を通して店内スタッフの行方を把握した結果、調査員が、倉庫の所在地が某高級住宅地にあって、面積は約 100 平方メートルであることを突き止めた。

その後ある会社の調査員が、巧妙に倉庫の管理員の信頼を得て住宅の内部に入り、該当住宅は倉庫として使われており、誰も住んでいないことを明らかにした。部屋内部からは大量のイヤホン及び包装用の段ボールが発見された。店頭、倉庫、商品、営業免許、名刺、容疑者等の写真を撮り、その場を去った。

ある会社は調査員から得た情報や関係資料をクライアントに報告し、同意を得てから、2014 年 12 月に公安局の執行員と一緒に該当会社の店舗を訪れた。捜査令状を提示して来訪の目的を示し、取締り作業を始めた。合わせて 56 個のイヤホンを没収し、また 105 個の他ブランドのイヤホンの模倣品を没収した。没収状にサインした後、清算し、イヤホンを持ち帰った。

店への取締りが終わった後、執行員たちが倉庫へ行き、容疑者に倉庫の鍵を開けるよう求めた。その場で作業員がイヤホンを組み立てているところを目撃した。捜査員たちの捜査により、クライアントの製品を模倣した約18.5万個のイヤホンを発見し、同時に、その他ブランドの模倣品であるイヤホン約7万個を没収した。

現在もある会社が定期的に見張り、再びこのような行為をとれば、直ちにクライアントに報告することとしている。

意匠特許権侵害事例：某メーカー製品の模倣

ある会社によるクライアントに依頼された「広交会」の調査において、某会社が「広交会」にてクライアントが権利を所有するメーカーを模倣した商品を展示していることが明らかになった。

また、クライアントはインドでも該会社の同一商品を見つけたことがある。知識産権局駐広交会出張所に通報したところ、受理されて全ての模倣品を取締り、広交会の『知的財産権侵害に関する通報及び処理方法実施細則』により該会社を処罰した。



展示会の侵害ブース



該当社が展示する模倣品

税関行動の事例：

深セン税関による深圳海关での連続的な偽タバコの取締り

2014年7月21日、昆明某商貿会社が深セン税関の所属大鵬税関に清掃用品及び灰皿の輸出を申し込んだ。税関の検査員たちが該当貨物に対して検査を行い、コンテナの後ろ部分から大量の規則的な形をした長方形のものをを見つけ、その隣には円筒状のものが積み上げられていたことが分かった。つまり、申し込んだ貨物とは明らかに違うことが発覚したのである。

それで、税関の検査員たちが直ちにコンテナを開けて検査し、円筒状のものは不織布であり、長方形のものはMarlboroのタバコであり、合計で約45300カートン（約906万本）あった。検査員が経験に基づいて該当貨物が模倣品である可能性が高いと判断し、直ちにMarlboro商標の権利者であるフィリップモリス社に連絡し、模倣品であることを明らかにした。

ここ数年、深セン海港経由で輸出される偽タバコの数量が多いため、深セン税関がデータの分析を通して、偽タバコの輸出における4つのリスクをまとめた。

(一) 主要ルート：一般的には海運及び陸運を通じて輸出する。

(二) 主要商品：関税及び許可証管理に関わらず、リスクが低い清掃用品、鍋製品、工芸品等の商品を装って偽タバコを輸出する。

(三) 対象企業：短期間で申請が飛躍的に増大する企業。

(四) 主要海路：東南アジア、中東、ヨーロッパ、香港等を経由して偽タバコを輸出した可能性が高い。税関の集中的な取締りにより、深セン海港からの偽タバコの輸出状況が緩和されたが、今回の重大偽タバコ輸出事件を経て、深セン税関が違法行為の再燃を意識した。そのため、直ちに警告を發布し、コンテナへの検査を強化するよう求めた。

管理が速やかに効果を収め、2014年7月31日、8月1日深セン税関所属の蛇口税関が、それぞれ江西省永豊県某貿易会社が鍋製品名義で申請したMarlboroのタバコ906万本と、黒竜江省密山市某貿易会社がスクーター名義で申請したMarlboroのタバコ946万本とを没収した。

ここで、深セン税関が12日以内に偽タバコを2758万本没収し、2015年1月、焼却した。

この事例は、税関がリスク分析技術を用いて知的財産権侵害取締りの効率を上げた典型的なものである。

偽タバコが中国を困らせる重大な問題であり、犯罪者が異なる名義申請等を用いて隠ぺいしようとする複雑な海港環境に応じて、深セン税関が実践を通じてリスク分析技術を用いた成功経験を積んでいる。

また新たな取締りにおいて見事にリスク分析技術を運用し、短時間で大量の偽タバコを没収した。この事例がリスク分析技術を用いて知的財産権侵害取締りの効率を上げることの重大な意味を持っている。

第五章 権利者の執るべき対策

1 未然に防ぐ

知的財産権の確立は関連機関が法律に基づいて認めるものである。それは権利の審査及び授与を含むのみならず、その後の再確立も含まれている。権利の性質によって主に商標権、特許権、著作権の3種類がある。

我が国において、商標登録は商標が法律によって守られるための前提であり、商標権の確立の根拠である。商標所有者が登録したとたん、それに対する商標権が得られ、法律によって守られる。中国の商標法により、商標局が認定し、登録した商標は登録商標となる。商品商標、サービス商標及び集団商標、証明商標を含む商標の登録者が商標権を持ち、法律に守られる。

よって登録していない商品は商標権を有しないため、法律に守られることがない。実際の状況においては、以下の状況が現れる可能性がある。

①商標局に審査されず、未登録の商標はすでに登録された商標と似たような場合権利侵害が発生し、潜在的なリスクを抱える。

②商標はすぐに名を広げることができないため、未登録の商標はある程度の影響力を持つまで他人によって登録されてしまい、他人のものとなり、所有権を失ってしまうこともあり得る。

③未登録の商標の所有者は他人が自分の商標を使っていることが発覚したとき、商標権を有しないため、法律によって守られない。

ところが登録済みの商標がたとえ商標権を有していても、商標登録者の許可なしでは同一の商品あるいは類似の商品において登録商標と同一あるいは類似の商標を使えば権利侵害となり、法律責任を負うことになる。

商標権未確立によるトラブルの事例：

1、上海「南極人」が商標登録を怠って、四川人に先に登録され、結局、南極人社は大金をかけて南極人の商標を買い戻した。

2、四川の著名な火鍋ブランド「海底撈」の会社が、北京にある飲食企業「天天海底撈」という商標を使用していることが発覚し、50 万元の賠償金を求めて起訴した。先日、市第一中等裁判所が立件した。四川簡陽海底撈社が 1997 年、海底撈という商標を登録した。2007 年、北京市金生記飲食会社が天通苑にレストランを建て、海底撈の商標を使用した。四川簡陽海底撈社が北京市金生記飲食会社に商標の使用を許可したこともあり、5 年間で 500 万元の使用料を受け取っていた。ゆえに、被告人「天天海底撈」が勝手に海底撈と類似する商標を使用して本社に多大な経済的損失を与えたとみられ、直ちにこの行為を停止させ、50 万元の賠償金を要求した。

3、中国経営報の報道によると、輝瑞社と威尔曼社との 10 年にわたる裁判がようやく決着した。前者の VIAGRA ブランドが中国に進出してから数年経ったにも関わらず、「万可艾」という商標を使用するしかなかった。たとえ輝瑞社が偉哥の最初の使用者であっても、名の通った偉哥という商標を使用できないのはこの威尔曼社が先に偉哥という商標を登録したからである。

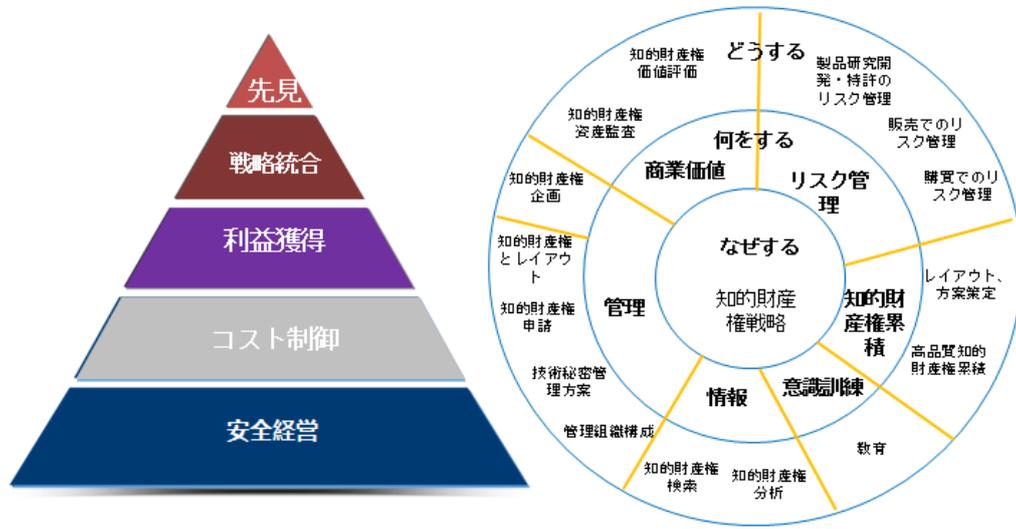
4、アップル社と深セン唯冠社の「IPAD」についての紛争においては、唯冠社がアップル社の代理経営者に対して訴訟を起こし、アップルという商標の使用を直ちに停止するよう求めた。結果的に、アップル社が 6000 万ドルをかけて商標を買収することになった。

商標権の未確立に関する事例の中には、最終的に企業に必要な損失をもたらすものが多い。また、今後の企業イメージ及び無形資産に損失を及ぼす。知的財産権が企業の発展に関わるので、早い段階で商標権を確立すれば有益である。

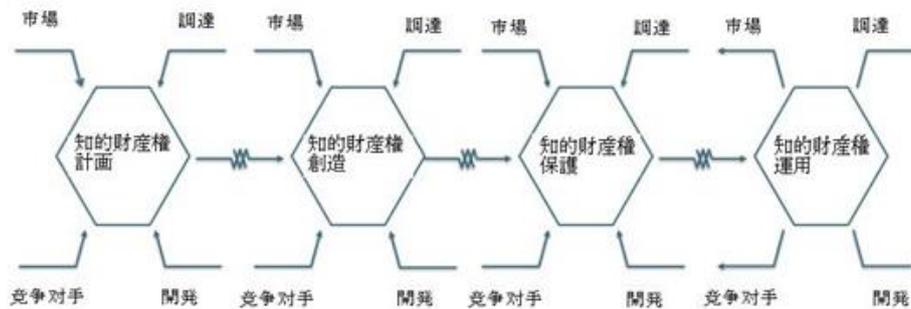
2 全体的配置

企業の業界特徴及び業務の実情に対して、企業の知的財産権の戦略的計画を立てる。一国の知的財産権制度をもとに、権利の創造及び商品化、資本化の過程において、十分に知的財産権を利用して攻防機能を果たし、権利保護を中心に全体的な計画を立てる。企業自身の方針をもとに知的財産権の短期目標と長期目標を設定する。

企業知的財産権価値観と知的財産権管理活動

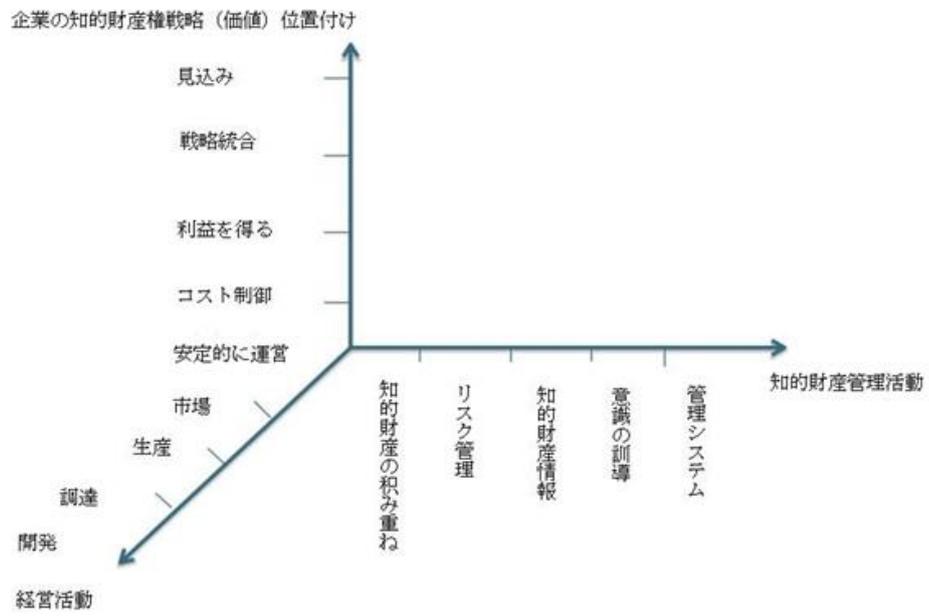


知的財産権管理活動チェーン



(注：著者作成)

企業知的財産権の価値を実現するモデル



(注：著者作成)

企業における知的財産権の具体的内容：

【知的財産権の取得】

①申請による取得

特許検索能力を上げ、重複研究を避ける。研究チームの構成。商標の事前検索を行い、同じ商標名を避ける。

委託開発（創造）契約を結ぶ際に、相応の知識及び権利の所属を明確にするとともに、受託先の開発（創造）成果に対する義務を負うことを明確にする。

知的財産権形成の激励制度を設立する。

②譲渡による取得

技術受入れの際に技術の完全性、正確性、有効性及び特許をめぐる法律属性を厳格に審査し、「お金をかけて裁判を起こすこと」を避ける。

商標の譲渡あるいは競売の前に、該当商標の許可の有無について厳格に審査し、無駄なお金を使うことを避ける。同時に商標のライセンス契約の予備案を練る。

【知的財産権の管理】

専門的な管理部門を設立し、人員、申請、登録、継続等の必要事項を管理する。知的財産制度を設立し、知的財産権の状況を健全にすべく監督し（専門的な機構を通して行うこと）、資料に対して分類し、管理する。保護対策を練るか代行機構を選択して市場監督を行う。

【知的財産権の管理】

1、知的財産権に対し、収益の最大化をはかる。取ることのできる手段：権利の放棄、ライセンスと譲渡。

2、リスクを回避する。知的財産権侵害に対し回避的な検索及び観測を行う。

【知的財産権の保護】

権利侵害を阻止する。既に侵害が発生している場合、法的手段を通して賠償を要求する。一般的手段は、行政手段、民事手段、刑事手段、司法手段、民事手段＋刑事手段、行政手段＋司法手段である。

また、外部環境にあるオンライン、オフライン及び税関の範囲内で配置しこの3つの領域の侵害状況に応じて全体的な取締り計画及び予算比率を確定する。権利侵害行為を厳しく取締り、把握のある取締り作業を広東から全国まで広め、さらに世界中で行う。これによって企業が、内外部の知的財産権の全体的配置を実現することができる。

3 積極的協力

企業は社会での模倣品取締りの主体として権利を持ちつつ社会責任も負っている。取締り行為は広範囲に跨り、手順も多く、企業だけでの取締りでは効率が悪いし、投入する資金も大きい。

企業が業界組合、仲介取締り機構と手を組み、知的財産権侵害を発見し、知的財産権侵害を発見し次第、直ちに調査を行い、証拠を揃え、各政府機関と協力して取締まる。法律手段を通して権利侵害行為を解決する。その続きを監督し、再燃を防止する。定期的に検査を行い、長期にわたる監督を行う。

4 集中取締

初歩的なランダム検査を通じて、本物品の販売への影響が最も大きい地域と、模倣品や侵害の集中地域とを集中的に取締まる。広くて弱い取締りを避けると、容易に模倣品市場を摘発できる。

一つの典型的な事例に関わったことがある。某時計ブランド項目が、長年にわたる広州及び深センにおける区域調査、観測を通してほとんどの権利侵害疑義品の資料・動きを把握し、主に広州駅の近くに集中している多数の時計卸売市場と深セン宝安区の大小時計加工工場を発見した。ターゲットの規模・侵害程度の違いに応じて措置を取り、違う対策を施す。例えば特大ターゲットに対して刑事的取締りを行い、中小工場及び卸売市場に対して行政的取締りを行い、工商登録のある正規企業に対し民事訴訟を起し、両地の侵害実態を有効におさえ、実績を上げている。

[執筆協力]

広州鋭正知識産権服務股份有限公司

[発行]

ジェトロ東京本部 知的財産課

TEL: 03-3582-5198

FAX: 03-3585-7289

ジェトロ広州事務所

TEL: +86-20-8752-0060

FAX: +86-20-8752-0077

2016年8月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェトロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。